

令和2年度  
介護施設等による留学生受入れ支援  
事業費補助金の手引き

令和2年6月

東京都福祉保健局

高齢社会対策部 介護保険課

## 令和2年度 介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金の手引き 目次

1	令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金の概要	・・・	1	～	3
2	補助対象経費に関する注意事項	・・・	4	～	7
3	対象者との贈与契約の締結に関する注意事項	・・・	8	～	9
4	実施スケジュール（予定）	・・・	10		
	※令和2年6月時点の予定です。今後変更になる可能性がありますので、ご了承ください。				
5	各様式記入例	・・・	11	～	38
	（1）交付申請	・・・	11	～	23
	（2）実績報告	・・・	24	～	37
	（3）消費税仕入れ額控除報告	・・・	38		
6	介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金交付要綱	・・・	39	～	48
7	介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金Q&A	・・・	49	～	66
	※令和2年6月時点				
	※最新版は、随時(公財)東京都福祉保健財団HPに掲載いたします。				
	（1）質問一覧表	・・・	49	～	52
	（2）Q&A	・・・	53	～	66

# 1 令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金の概要

事 項	内 容																				
目的	介護保険サービスを提供する都内の施設・事業所（以下、「事業所」）が、留学生を雇用し、学費等を支給した経費に対し、都が予算の範囲内で補助を行うことで、事業所が外国人介護従事者を円滑に受け入れられるよう支援する。																				
対象事業所	<p>下表に定める介護保険サービスを提供する都内の事業所 ただし、国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">サービス名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通所介護</td> <td>(介護予防)特定施設 入居者生活介護</td> <td>(介護予防)認知症対 応型通所介護</td> <td>介護福祉施設 サービス</td> </tr> <tr> <td>(介護予防)短期入所 生活介護</td> <td>(介護予防)小規模多 機能型居宅介護</td> <td>地域密着型特定施設 入居者生活介護</td> <td>介護保健施設 サービス</td> </tr> <tr> <td>(介護予防)短期入所 療養介護</td> <td>看護小規模多機能型 居宅介護</td> <td>地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護</td> <td>介護医療院 サービス</td> </tr> <tr> <td>(介護予防)通所リハ ビリテーション</td> <td>(介護予防)認知症対 応型共同生活介護</td> <td>地域密着型通所介護</td> <td>介護療養施設 サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>*介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2の規定による共生型サービスは除く。</p>	サービス名				通所介護	(介護予防)特定施設 入居者生活介護	(介護予防)認知症対 応型通所介護	介護福祉施設 サービス	(介護予防)短期入所 生活介護	(介護予防)小規模多 機能型居宅介護	地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護保健施設 サービス	(介護予防)短期入所 療養介護	看護小規模多機能型 居宅介護	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	介護医療院 サービス	(介護予防)通所リハ ビリテーション	(介護予防)認知症対 応型共同生活介護	地域密着型通所介護	介護療養施設 サービス
	サービス名																				
	通所介護	(介護予防)特定施設 入居者生活介護	(介護予防)認知症対 応型通所介護	介護福祉施設 サービス																	
	(介護予防)短期入所 生活介護	(介護予防)小規模多 機能型居宅介護	地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護保健施設 サービス																	
	(介護予防)短期入所 療養介護	看護小規模多機能型 居宅介護	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	介護医療院 サービス																	
(介護予防)通所リハ ビリテーション	(介護予防)認知症対 応型共同生活介護	地域密着型通所介護	介護療養施設 サービス																		
対象事業所の要件	対象事業所は、以下（1）から（5）の全てに該当すること。																				
	（1）対象者を、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に、 <u>1月以上雇用*</u> すること。 *雇用月数の算定について ・雇用開始が月の途中の場合：雇用開始日の属する月の翌月から起算 ・雇用終了が月の途中の場合：雇用終了日の属する月の前月までを算定																				
	（2）令和2年4月1日現在、介護職員処遇改善加算Ⅰを取得していること。 （3）対象者を指導する担当職員を配置すること。																				
	（4）事業所のいずれかの職員が、東京都の実施する外国人介護従事者指導担当職員向け研修を受講及び修了していること。 なお、令和2年度における本研修の日程・詳細につきましては、決まり次第、東京都福祉保健財団ホームページ等にて、お知らせいたします。																				
（5）対象者と贈与契約を締結し、当該贈与契約に基づき、学費等を給付すること。 なお、当該贈与契約は、労働関係法令を遵守の上、労働問題が発生しないよう、慎重に作成すること。																					

<p>補助対象事業者</p>	<p>対象事業所を運営する事業者 ただし、以下に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人</p>
<p>対象者（留学生）の要件</p>	<p>対象者（留学生）は、以下（1）及び（2）から（5）までのいずれか一つを満たすこと。</p> <p>(1) 「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める在留資格「留学」により、日本国内に滞在している外国人学生であること。</p> <p>(2) 令和3年度に日本語学校を卒業予定で、以下①から③の要件を全て満たす日本語学校在学学生 ①令和3年3月31日まで在学すること ②日本語学校を卒業する意思を有すること ③日本語学校卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思を有すること</p> <p>(3) 令和2年度に日本語学校を卒業後、令和3年度に介護福祉士養成施設に進学する日本語学校在学学生</p> <p>(4) 令和3年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定で、以下①から③の要件を全て満たす介護福祉士養成施設在学学生 ①令和2年度に学年を修了すること ②令和2年度に学年を修了後、進級する意思を有すること ③介護福祉士国家試験を受験する意思を有すること</p> <p>(5) 令和2年度に介護福祉士国家試験を受験し、介護福祉士養成施設を卒業する介護福祉士養成施設在学学生</p>
<p>対象者1人当たりの補助対象期間</p>	<p>日本語学校の場合：日本語学校卒業日前の引き続く1年以内</p> <p>介護福祉士養成施設の場合：介護福祉士養成施設における正規の修学期間（2～4年間）</p>

<p>対象者1人 当たりの 補助対象経費</p>	<p>以下（１）から（５）までに掲げる経費とする。  *令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に補助対象事業者から対象者に支給した経費とする。  *対象者が補助対象期間に要した経費とする。  ただし、補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和2年度の経費に限る。</p> <p>（１）学費 ※1  （２）入学準備金 ※2  （３）就職準備金 ※3  （４）国家試験受験対策費用 ※3  （５）居住費 ※1</p> <p>※1 対象者一人当たりの対象経費の全額に、雇用月数を乗じた額を12月で除した金額を対象とする。（1円未満の端数は切り捨てる。）  ※2 介護福祉士養成施設の入学年度の給付のみを対象とする。  ※3 介護福祉士養成施設の卒業年度の給付のみを対象とする。</p>
<p>対象者1人 当たりの 補助基準額</p>	<p>（１）学費 5万円（月額） ※1  （２）入学準備金 20万円（1回限り） ※2  （３）就職準備金 20万円（1回限り） ※3  （４）国家試験受験対策費用 4万円（1回限り） ※3  （５）居住費 3万円（月額） ※1</p> <p>※1 補助基準額の月額に、雇用月数を乗じた額とする。  ※2 介護福祉士養成施設の入学年度のみ適用する。  ※3 介護福祉士養成施設の卒業年度のみ適用する。</p>
<p>補助率</p>	<p>1 / 3</p>
<p>補助金の額の 算定方法</p>	<p>対象経費の実支出額から当該経費のための寄附金その他の収入額を控除した額と、補助基準額とを比較して、小さいほうの額に補助率を乗じた額  なお、学費・居住費は、雇用月数を乗じた額を12で除した金額を対象とする。</p> <p>（例）留学生を令和2年10月1日から令和3年3月31日まで6か月間雇用し、1年分の学費120万円（月額10万円）を給付した場合の補助金の額  ①対象経費の実支出額＝120万円  なお、寄附金その他収入額は、0円  雇用月数を乗じた額を12で除した金額＝120万円×6月÷12＝60万円  ②補助基準額＝5万円×6か月分＝30万円  ③上記①と②を比較して少ないほう（30万円）に、補助率1 / 3を乗じた額＝10万円【補助金の額】</p>

## 2 補助対象経費に関する注意事項

### ◆ 対象者別申請可能な補助対象経費

	日本語学校 在学生	介護福祉士養成施設在学生		
		入学年度	卒業年度	左記以外
学費	○	○	○	○
入学準備金	×	○	×	×
就職準備金	×	×	○	×
国家試験受験対策費用	×	×	○	×
居住費	○	○	○	○

### ◆ 補助対象経費の範囲

以下の（１）及び（２）に該当する経費であること

（１）事業の実施期間である令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの期間中に、補助対象事業者から対象者に支給した経費

⇒ 事業の実施期間外に補助対象事業者から対象者に支給した経費については、補助の対象外です。

例えば、「令和３年３月分の居住費」を、補助対象事業者が対象者に令和３年４月以降に支給した場合は、令和２年度の本補助金の経費としては対象外となりますので、ご注意ください。

（２）補助対象期間に要した経費

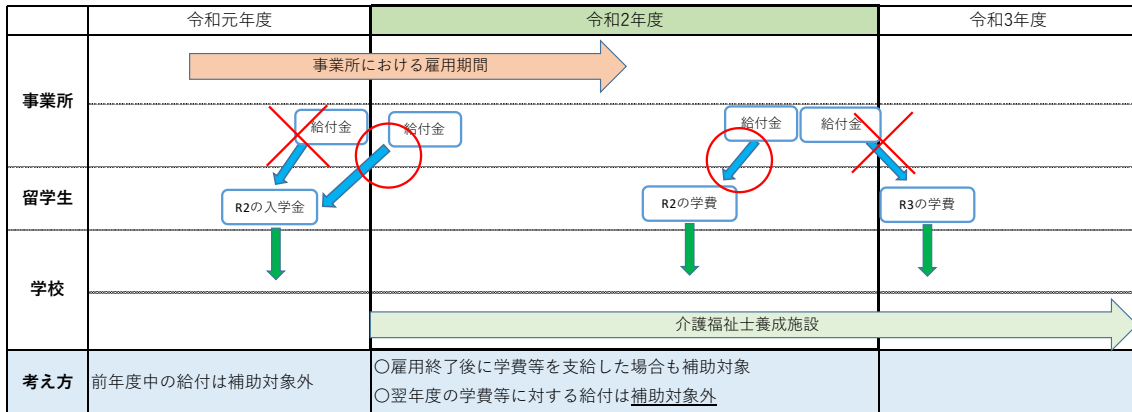
補助対象期間は、日本語学校の場合は、日本語学校卒業日前の引き続く１年以内、介護福祉士養成施設の場合は、介護福祉士養成施設における正規の修学期間（２～４年間）です。

ただし、補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和２年度の経費に限ります。

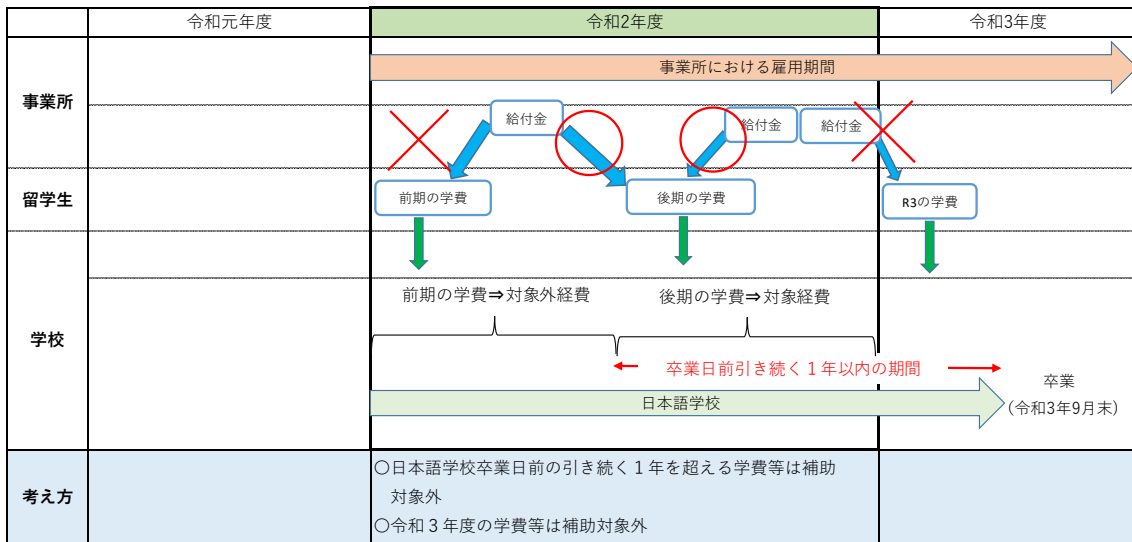
⇒ 補助対象期間に要した経費ではない場合、補助の対象外です。

例えば、令和２年度に日本語学校に在学する留学生を雇用する補助対象事業者が、当該留学生の「令和３年度に介護福祉士養成施設に入学するための入学準備金」を支給した場合は、令和２年度の本補助金の経費としては対象外となりますので、ご注意ください。

【令和2年度から令和3年度にかけて介護福祉士養成施設に通学するケース】



【令和2年度から令和3年9月末まで日本語学校に通学するケース】



◆ 対象経費が重複する他制度との併用について

対象者が本補助金と対象経費が重複する他の補助金等を受ける場合、本補助金は申請できません。

例えば、学費120万円のうち60万円は介護福祉士修学資金貸付事業を活用し、残りの60万円について本補助金を活用することは認められません。

※貸付を受けている場合、貸付金の返済免除の如何に関わらず本補助金を申請することはできません。

※他の補助金等で学費について支給を受け、本補助金で学費以外の対象経費の支給を受ける場合は、対象経費を重複していないため、本補助金を申請することはできます。

◆ 補助対象経費の具体的な内容

<p>(1) 学費</p>	<p>●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設の学則で定める学費（学生納付金）</p> <p>※授業料、施設使用料、実験実習費 等</p> <p>※ただし、<u>介護福祉士養成施設の学費（学生納付金）のうち入学金については、本補助対象経費の「学費」ではなく、「入学準備金」として申請してください。</u></p> <p>※学則に定めのないものについては、対象外です。</p> <p>●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定の教科書代</p> <p>※<u>学費（学生納付金）とは別途徴収される場合の費用</u></p> <p>●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定のユニホーム代</p> <p>※<u>学費（学生納付金）とは別途徴収される場合の費用</u></p>
<p>(2) 入学準備金</p>	<p>●対象者の在籍する介護福祉士養成施設の入学金</p> <p>※対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費（学生納付金）のうちの入学金をいいます。</p> <p>※学則に定めのないものについては、対象外です。</p> <p>※令和2年度に介護福祉士養成施設に入学するために必要な入学準備金を対象とします。</p> <p>※<u>対象者一人につき本補助において入学金を申請できるのは1回限りです。</u></p>
<p>(3) 就職準備金</p>	<p>●介護業界を含む福祉業界への就職活動（就職セミナーへの参加等）のために要した交通費</p> <p>※<u>アルバイト先への通勤・介護福祉士養成施設への通学のために要した交通費は除く。</u></p> <p>●介護業界を含む福祉業界への就職活動（就職セミナーへの参加等）のために要した参加費用</p> <p>※令和2年度に介護福祉士養成施設を卒業し、令和3年度に就職するために必要な就職準備金を対象とします。</p> <p>※<u>対象者一人につき本補助において就職準備金を申請できるのは1回限りです。</u></p>



(4) 国家試験受験対策費用	<p>●介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用</p> <p>●介護福祉士国家試験受験費用</p> <p>※令和2年度の介護福祉士国家試験を受験するために必要な国家試験受験対策費用を対象とします。</p> <p>※<u>対象者一人につき本補助において国家試験受験対策費用を申請できるのは1回限りです。</u></p>
(5) 居住費	<p>●家賃</p> <p>※家賃とは、賃料、共益費（管理費）です。<u>敷金・礼金、更新料等は対象外です。</u></p> <p>※補助対象事業者自らが賃借する住宅に、留学生を住ませ、留学生から徴収する使用料を含みます。</p> <p>※一室につき留学生が複数人で居住する場合、各留学生の負担する家賃が確認できる、連名での賃貸借契約等の提出が必要となります。</p>

#### ◆ 補助対象経費の支払い方法

贈与契約を締結し、給付により支払ってください。

贈与契約を締結する上では、以下の3点に注意してください。

- (1) 贈与契約の締結及び勤務の継続について留学生の自由意思を確保してください。
- (2) 贈与契約は労働関係法令を遵守の上で慎重に作成してください
- (3) 対象者との間に労働問題が発生しないように注意してください

※詳細については、P. 8～9をご確認ください。

※労働問題に関するお問い合わせは、管轄の労働基準監督署等をお願いいたします。

※補助対象事業者は対象者に支払方法を確認した上で、個々の事情に合った方法で支払ってください。

#### ☆ 各補助対象経費の範囲や内容に関するQA (P. 61～P. 65)

(1) 学費 【QA45～QA51】	(4) 国家試験受験対策費用
(2) 入学準備金 【QA52～QA57】	【QA63～QA67】
(3) 就職準備金 【QA58～QA62】	(5) 居住費 【QA68～QA71】

#### ☆ 各補助対象経費の支払い方法に関するQA (P. 66) 【QA72～QA75】

### 3 対象者との贈与契約の締結に関する注意事項

- ✓ 贈与契約の締結及び勤務の継続について**留学生の自由意思を確保**してください。
- ✓ 贈与契約は**労働関係法令を遵守**の上で慎重に作成してください
- ✓ 留学生との間に労働問題が発生しないように注意してください（労働問題に関する問い合わせ先は裏面下部参照）

**Q** 留学生の自由意思を確保するとは、どういうことですか？

**A** 贈与契約に基づいて、留学生の意思に反して強制的に働かせてはいけないということです。  
例えば、贈与契約に基づいて留学生Aさんに金銭を給付したとします。給付後、Aさんがアルバイトを「辞めたい」と申し出たとしても、「給付した金額を返さない」ですとか、「給付した金額を返還するまでは働きなさい」などと、Aさんの退職の自由を奪うようなことをしてはいけません。

#### NG事例集！

以下の事例は労働基準法に抵触する可能性があります。

（前提）留学生Aと介護施設Bの間で学費等贈与契約を締結

#### ケース 1

**年度当初**に一括支給。年度途中で退職  
例：介護施設が留学生に4月に90万円贈与。留学生が6月末に退職

No.	労働基準法に抵触することが想定される事項
1	Aが退職したため、Bが一括で支払った分（90万円）の返還を求める。
2	7月～3月分に相当する贈与額について、BがAに返還を求める。
3	Bが6月分給与で、贈与した額を相殺する。（6月分給与を支給しない。）
4	Aの意思（退職したい）に対して、Bは本贈与契約を理由に引き留めを図る。

#### ケース 2

**毎月一定額**を支給。年度途中で退職  
例：介護施設が留学生に毎月7万5千円贈与。留学生が6月末に退職

No.	労働基準法に抵触することが想定される事項
1	BがAに対して、6月末までに贈与した額の返還を求める。
2	Bが6月分給与で、贈与した額を相殺する。（6月分を支給しない。）
3	Aの意思（退職したい）に対して、Bは本贈与契約を理由に引き留めを図る。

## NG条文例！

- 以下のような条文を雇用する留学生との間で締結する贈与契約に明記すると、労働基準法に抵触する可能性があります。
- なお、東京都が示すのは、あくまでも一般的なモデルであり、一例にすぎません。
- 各介護事業者において、労働問題についての疑義が生じた場合には、管轄の労働基準監督署等にお問い合わせください。（問い合わせ先は下記参照）

(前提)  
介護施設甲と留学生乙の間で学費等贈与契約を締結

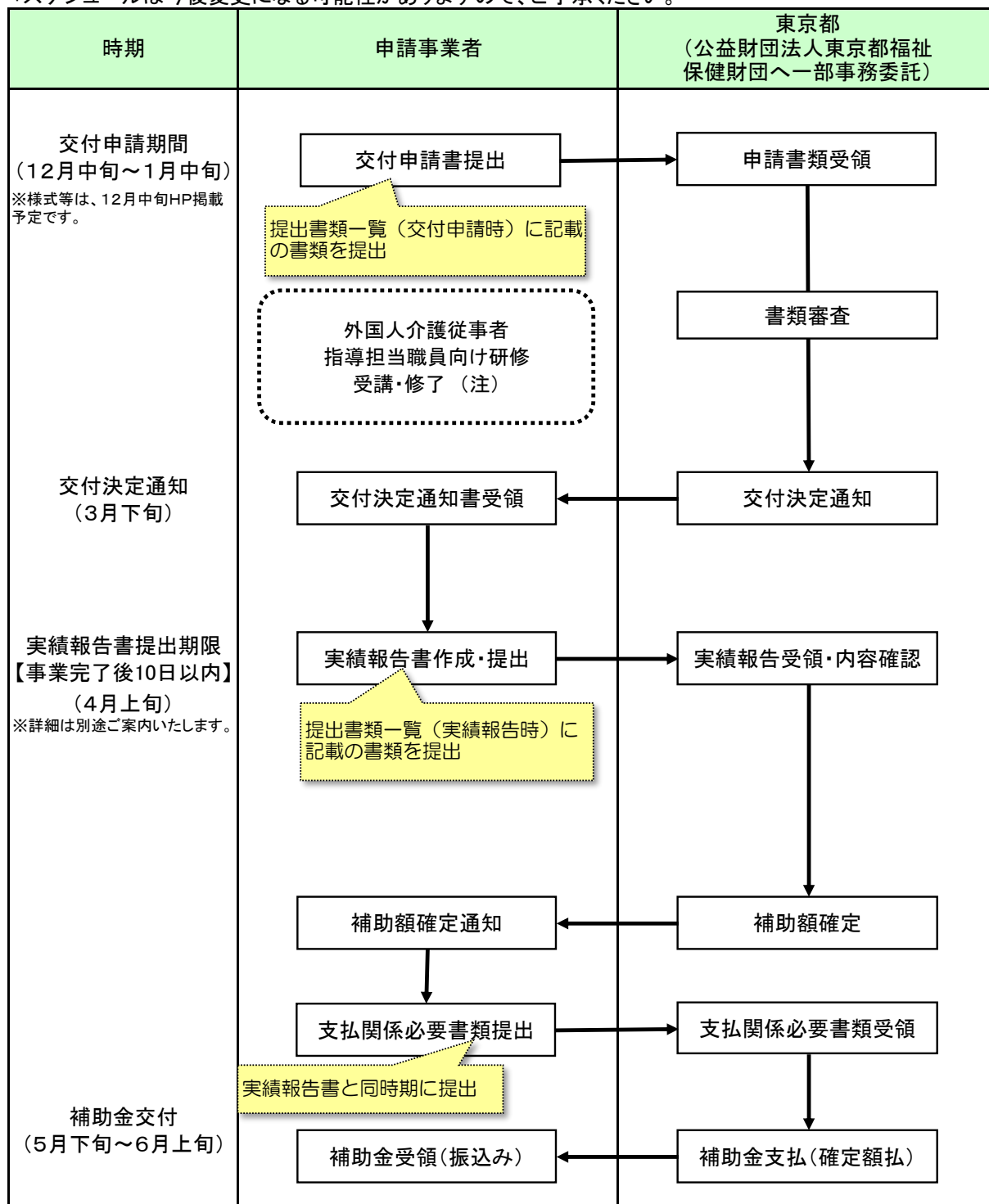
	条文記載例
第〇条	甲は、乙が甲と雇用契約を締結し、1年間継続勤務することを条件として本件贈与を実施するものであるから、雇用契約締結から1年以内に乙が甲を退職する場合、乙は、違約金として本契約に基づいて贈与した金員と同額を甲に支払わなければならない。
第〇条	乙が甲と雇用契約を締結後1年以内に甲を退職する場合、甲は、支払われていない賃金と本契約に基づき贈与した金員と同額を上限として相殺することができる。
第〇条	乙が、甲と雇用契約を締結後1年以内に甲を退職する場合、乙は、贈与された金員のうち退職後の期間に相当する金員を甲に支払うものとする。

### 労働問題に関する問い合わせ先

労働基準法に関する労働問題の問い合わせ	管轄の労働基準監督署	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/kantoku/list.html">https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/kantoku/list.html</a>
労働契約法に関する労働問題の問い合わせ	総合労働相談コーナー (東京労働局)	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/annai.html">https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/annai.html</a>

## 4 実施スケジュール（予定）

\*スケジュールは今後変更になる可能性がありますので、ご了承ください。



(注) 令和元年度事業所の職員が本研修を受講・修了した場合は、令和2年度改めて本研修を受講・修了する必要はありません。

## 5 各様式記入例

### 令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金 提出書類一覧（交付申請時）

記入例

交付申請の提出にあたり、こちらで提出書類をチェックの上、一緒にご提出下さい。

法人名： 社会福祉法人〇〇〇会

法人単位で提出してください。

番号	提出書類名	提出時 チェック欄	備考
1	令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金提出書類一覧（交付申請時）（本票）	✓	
2	交付申請書（法人別）（別記様式第1号） ※1法人1枚	✓	
3	対象者一覧（事業所別）（別記様式第1号-2） ※事業所ごとに作成	✓	
4	交付申請内訳（対象者別）（別記様式第1号-3） ※対象者ごとに作成	✓	
5	対象者及び指導担当職員の勤務報告書（事業所別）（別記様式第1号-4） ※事業所ごとに作成	✓	
6	対象者別 確認事項（対象者別）（別記様式第1号-5） ※対象者ごとに作成	✓	
7	対象者が在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設の正規の修学期間が確認できる書類（学則等） ※対象者全員分	✓	
8	法人と対象者の雇用関係が確認できる書類 法人と対象者間で締結された雇用契約書（写） ※対象者分	✓	
	雇用予定確認書（参考様式①） ※対象者との雇用契約を交付申請時点で締結していない場合は、参考様式①を対象者分提出すること。	✓	
9	法人と対象者間で締結された贈与契約書（写） ※対象者全員分	✓	
10	対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類 ※対象者ごとに作成 ※対象者が既に支払っている補助対象経費がある場合のみ提出すること。 対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類一覧（対象者別）（参考様式②） ※参考様式②に記載された書類を提出し、「提出時チェック」欄にシ点を付けること。	✓	
	対象者が補助対象経費を支払ったことを証する領収書等添付（対象者別）（参考様式③） ※対象者が支払ったことを証する領収書等の写しを参考様式③に添付すること。	✓	
11	法人が対象者に補助対象経費を支払ったことを証する書類 ※事業所ごとに作成 ※法人が既に支給している補助対象経費がある場合のみ提出すること。 法人が補助対象経費を支払ったことを証する領収書等添付（参考様式④） ※法人が支払ったことを証する領収書等の写しを参考様式④に添付すること。	✓	
	印鑑証明書（原本） ※令和2年4月1日以降に取得したもの	✓	
13	歳入・歳出予算書(抄本)（参考様式⑤） ※全事業所分	✓	

※その他必要に応じて、書類の提出をお願いすることがあります。

※各様式における法人名・所在地・代表者名は、原則として印鑑証明書の表記と一致するよう記載してください。また、事業所名・事業所所在地は、原則として事業所指定を受けた内容と一致するよう記載してください。ただし、法人・事業所の所在地について、建物名や部屋番号を追加記載することは差し支えありません。

この欄を使用し、必要書類がすべてそろっていることを必ずご確認の上、この用紙と必要書類を一緒にご提出ください。提出の必要がない書類については、斜線を引いてください。

水色のセルは、自動入力されます。

# 記入例

令和 2年 ○月 ×日

東京都知事 殿

※1法人1枚

※法人名・所在地・代表者名は、原則として印鑑証明書の表記と一致するよう記載してください。  
 ※代表者名には、原則として印鑑証明書の記載と同様に、職名と氏名を記載してください。

法人名： **社会福祉法人〇〇〇会**  
 所在地： **東京都新宿区西新宿二丁目8番1号**  
 代表者名 **理事長 福祉 一郎** **印**

印鑑証明書と同じ印

## 令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金 交付申請書

このことについて、令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金交付要綱第9に基づき、下記のとおり補助金の交付申請をします。なお、申請においては、同要綱第3に定める補助対象事業者に相違ないこと及び同要綱別記補助条件3に定める他の補助金との重複申請をしていないことを誓約いたします。

記

下記の2内訳の補助金交付申請額の合計が入力されると自動計算されます。

1 補助金交付申請額 **1,143,000** 円

※2 補助金交付申請額の合計額を転記してください

2 内訳 (※1 コードは、交付要綱別表1に定めるコードA～Pから選び、ご記入ください。)

No.	事業所名	事業所番号	一致 ※1 コード	補助金交付申請額 *別記様式第1号-20 「補助金交付申請額」の 合計額を転記してください	備考
1	西新宿〇〇介護事業所	1234567890	A	357,000	
2	東新宿××介護事業所 (特養)	1234567891	M	386,000	
3	東新宿××介護事業所 (デイサービス)	1234567892	A	400,000	
4					
5					
6					
合 計				※2 1,143,000	

事業所名が同一である場合は、サービス名が分かるように記入してください。

上記の金額を入力すると自動計算されます。

欄が不足する場合は、行を追加してください。

\* 法人の事務取扱者 (必ず記入してください)

\* 東京都記入欄

部署名	〇〇部〇〇課		
ふりがな	とちよう つきこ		
お名前	都庁 月子		
TEL	03-1234-5678		
メール	〇◇@kaigo.jp		
	事業所数	3	

記入例

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
対象者一覧(事業所別)

水色のセルは、自動入力されます。

※事業所ごとに作成

事業所 No.	1	事業所名	西新宿〇〇介護事業所
事業所所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号		

別記様式第1号の事業所No.を記載してください。

日本語学校又は介護福祉士養成施設のいずれかから選択

雇用開始日・雇用終了日が月の途中であった場合には、当該日の属する月、雇用月数に含まれません。

各対象者の「補助金交付申請額」には、別記様式第1号-3の金額を転記してください。

事業所内の対象者合計人数を記載してください。

事業所内合計人数  
3人

※「補助金交付申請額」には、別記様式第1号-3の金額を転記してください。

No.	対象者氏名	国籍	上記事業所での雇用開始(予定)年月日	上記事業所での雇用終了(予定)年月日	申請年度における雇用(予定)月数	在学する学校の種別	日本語学校又は介護福祉士養成施設入学(予定)年月日	日本語学校又は介護福祉士養成施設卒業(予定)年月日	申請年度における補助対象期間
1	ハノイ・ホーチミン	ベトナム	平成31年4月1日	令和2年9月30日	6月	介護福祉士養成施設	平成31年4月1日	令和3年3月31日	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日
2	スマトラ・ジャワ	インドネシア	令和3年1月15日	令和3年12月31日	2月	日本語学校	令和2年10月1日	令和3年12月31日	令和3年1月1日 ~ 令和3年3月31日
3	マニラ・オルモック	フィリピン	平成31年4月1日	令和5年3月31日	12月	日本語学校	令和元年11月1日	令和2年10月31日	令和2年4月1日 ~ 令和2年10月31日

上記の金額を入力すると自動計算されます。

雇用開始年月日は、対象者との雇用契約締結日又は雇用契約上定める雇用開始日を記載してください。

雇用終了年月日は、対象者との雇用契約上定める雇用終了日を記載してください。定めのない場合は、予定を記載してください。

【補助対象期間の考え方】  
・日本語学校の場合：日本語学校卒業日前の引き続く1年以内  
・介護福祉士養成施設の場合：介護福祉士養成施設における正規の修学期間(2~4年間)

357,000

\* 行数は必要に応じて追加すること。



記入例

水色のセルは、自動入力されます。

※対象者ごとに作成

ハ/イ・ホー/チミ

対象者名:

別記様式第1-2号の事業所No.を記載してください。

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金 交付申請内訳(対象者別)

申請年度における上記事業所での雇用月数	項目	申請年度に 対象者No. 1 対象者名: ハ/イ・ホー/チミ	対象経費(円) ※1円未満切り捨て	対象経費の実支出(予定)額(円)	寄附金 その他収入額 (円)	寄附金その他収入額 を控除した額(円)	補助基準額(円)	選定額(円)	補助率	補助金交付申請額 (円) ※1,000円未満 切り捨て	備考
A	B	C	D	E	F	G (≒E-F)	H	I	J	K	L
<input checked="" type="checkbox"/>	学費		600,000	500,000	0	500,000	300,000	300,000		100,000	令和2年度分の学費120万円を法人が留学生に支給予定。120万円に、雇用予定月数6ヶ月を乗じ12月で除した金額60万円が対象経費。対象経費60万円のうち、法人が本補助金申請のために支給予定の金額は50万円。
<input type="checkbox"/>	入学準備金						200,000	0			令和2年度に介護業界への就職活動のためにセミナーに参加する予定である。交通費として5万円の経費を支給する予定である。
<input checked="" type="checkbox"/>	就職準備金		50,000	50,000	0	50,000	200,000	50,000	1/3	16,000	令和2年度の国家試験受験に向けた模擬試験の受験料と国家試験受験料として、合計3万円を法人から支給する予定である。
<input checked="" type="checkbox"/>	国家試験受験対策費用		60,000	30,000	0	30,000	40,000	30,000		10,000	令和2年度の国家試験受験に向けた模擬試験の受験料と国家試験受験料として、合計3万円を法人から支給する予定である。
<input checked="" type="checkbox"/>	居住費		300,000	300,000	0	300,000	180,000	180,000		60,000	月額5万円の家賃を令和2年度年間通じて法人が留学生に支給予定。年度内支給予定額は60万円。 60万円に雇用予定月数6ヶ月を乗じ12月で除した金額30万円が対象経費。対象経費30万円全額を申請予定。
計											186,000

【対象経費の実支出(予定)額】本補助金申請のために対象とする金額を記載してください。支給予定の対象経費全額を補助申請する場合、D欄とE欄は、同額となります。

【対象経費】令和2年4月1日から令和3年3月31日までに補助対象事業者から対象者に支給した経費のうち、対象者(留学生)が補助対象期間に要した経費です。ただし、補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和2年度の経費に限りません。また、学費及び居住費については、雇用(予定)月数を乗じた額を12月で除した金額とします。

申請しない補助対象経費にはチェックを入れる必要はありません。セルが灰色に塗りつぶされます。

別記様式第1号-2「補助金交付申請額」に転記してください。

1 別記様式第1号-2に転記



### 【様式第1号—3の記載に当たったの注意事項】

- 1 「A チェック欄」には、対象者ごとに該当のある対象経費の項目についてチェックを入れること。
- 2 「C 申請年度における上記事業所での雇用(予定)月数」欄に記載する月数は、令和2年度における対象者の雇用(予定)月数を記載すること。雇用開始が月の途中であった場合、雇用開始日の属する月の翌月から起算するものとする。また、雇用終了が月の途中であった場合、雇用終了日の属する月の前月までを算定するものとする。  
なお、雇用月数が1月未満となる場合は、補助対象外とする。
- 3 「D 対象経費」欄について
  - (1) 対象者一人当たりの対象経費は、令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」と言う。)第6に定める事業の実施期間中に補助対象事業者から対象者に支給した経費のうち、対象者が第7に定める補助対象期間に要した経費とする。  
ただし、第7に定める補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和2年度の経費に限る。
  - (2) 学費及び居住費については、交付要綱第6に定める事業の実施期間中に、対象者一人当たりの対象経費の全額に、雇用(予定)月数を乗じた額を12月で除した金額を対象とする。(1月未満の端数は切り捨てる。)
  - (3) 入学準備金については、介護福祉士養成施設の入学年度の給付のみを対象とする。
  - (4) 就職準備金及び国家試験受験対策費用については、介護福祉士養成施設の卒業年度の給付のみを対象とする。
- 4 「E 対象経費の実支出(予定)額」欄には、「D 対象経費」のうち、法人が留学生に対して実際に支給する金額(予定含む。)で、本補助金の申請に係る金額を記載すること。
- 5 「H 補助基準額」欄について
  - (1) 学費及び居住費については、交付要綱の別表2第2欄に掲げる補助基準額の月額に、雇用(予定)月数を乗じた額とする。
  - (2) 入学準備金については、介護福祉士養成施設の入学年度のみ適用する。
  - (3) 就職準備金及び国家試験受験対策費用については、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ適用する。
- 6 「I 選定額」欄には、「G 寄附金その他収入額を控除した額」及び「H 補助基準額」を比較して小さい方の額を記入すること。
- 7 「K 補助金交付申請額」欄には、「I 選定額」に「J 補助率 1/3」を乗じて得た額を記入すること。  
なお、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた額を記入すること。
- 8 「L 備考」欄には、各経費の積算根拠について、詳細に記載すること。
- 9 行数は必要に応じて追加すること。

【補助基準額】

- (1) 学費 50千円 (月額) ※養成施設入学年度のみ
- (2) 入学準備金 200千円 (1回限り) ※養成施設卒業年度のみ
- (3) 就職準備金 200千円 (1回限り) ※養成施設卒業年度のみ
- (4) 国家試験受験対策費用 40千円 (1回限り) ※養成施設卒業年度のみ
- (5) 居住費 30千円 (月額)

事業所No. : 1  
 事業所名 : 西新宿〇〇介護事業所  
 ※事業所ごとに作成

記入例

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
 対象者及び指導担当職員の勤務報告書

1 対象者及び指導担当職員

No.	対象者氏名	対象者の業務(予定)内容※	指導担当職員氏名	指導担当職員の事業所における勤務状況
1	ハノイ・ホーチミン	利用者に対して、衣服着脱時の介助や、食事を取る際の介助を行う予定である。	新宿 太郎	平成29年4月1日より勤務
2	スマトラ・ジャワ	利用者に対して、車いすで施設内を移動するための介助や、食事の介助を行う予定である。	東京 花子	平成30年4月1日より勤務
3	マニラ・オルモック	利用者に対して、衣服着脱や食事のための介助を行う予定である。	人材 一郎	平成30年4月1日より勤務

「業務(予定)内容」には、各対象者が事業所で従事した介護業務等の内容を出来る限り具体的に記載してください。  
 介護業務とは、「入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務」を指します。

【業務例】  
 衣服着脱の介助、車いす等の移動の介助、食事の介助、身体清拭、おむつ交換 等  
 ※掃除、見守り、記録等の周辺業務のみに従事させている場合は補助対象外となりますので、注意してください。

指導担当職員の事業所における勤務開始時期を記載すること  
 等

2 令和3年度に日本語学校を卒業予定の対象者及び令和3年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定

の対象者についての確認事項

- ・(1)①(2)①→該当する対象者がいれば、レ点
- ・(1)②(2)②→各①にレ点を付けた場合は、アとイについて確認後、レ点

(1) 令和3年度に日本語学校を卒業予定の日本語学校在学生

- ①上記1に記載した対象者のうち、該当者の有無(有の場合レ点を付けること) 有
- ②上記①で「有」にレ点を付けた場合、以下ア及びイについて法人が対象者本人に確認し、レ点を付けてください。
- ア. 対象者が令和3年度に日本語学校を卒業する意思を有することを確認した。
- イ. 対象者が日本語学校を卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思を有することを確認した。

(2) 令和3年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定の介護福祉士養成施設在学生

- ①上記1に記載した対象者のうち、該当者の有無(有の場合レ点を付けること) 有
- ②上記①で「有」にレ点を付けた場合、以下ア及びイについて法人が対象者本人に確認し、レ点を付けてください。
- ア. 対象者が令和2年度に学年を修了後、進級する意思を有することを確認した。
- イ. 対象者が介護福祉士国家試験を受験する意思を有することを確認した。

事業所No. : 1  
 対象者No. : 1

※対象者ごとに作成

対象者名: ハノイ・ホーチミン

記入例

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
 対象者別 確認事項

【確認方法】

- \* 法人が下記1から7までの各項目について確認し、「確認」欄にレ点を付けてください。
- \* 1～3は、全ての対象者について確認が必要です。
- \* 4～7は、対象者のうち該当の場合のみ確認が必要です。該当のない場合は、「確認」欄に斜線を引いてください。

1 **【必須】** 対象者と締結する雇用契約及び贈与契約は、労働関係法令を遵守の上、労働問題が発生しないよう、慎重に作成した。 確認

確認後「確認」欄にレ点を付けてください。

2 **【必須】** 対象者が本補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等を受けていないことを確認した。 確認

<補足>

他の補助金等とは、以下に掲げる他制度等を指します。

- a. 国又は地方公共団体の貸付又は給付制度  
 (例)介護福祉士修学資金貸付事業、区市町村が実施する対象者の学費等経費に対する補助事業、区市町村が実施する対象者の奨学金返済額に対する補助事業
- b. 上記a以外の貸付又は給付制度  
 (例)日本学生支援機構の奨学金制度、対象者の在籍する介護事業所独自の学費等貸付制度、対象者の在籍する介護福祉士養成施設の奨学金制度、その他民間企業の貸付制度

※貸付制度を受けている場合、貸付金額の返済免除如何に関わらず本補助金を申請することはできません。

※他の補助金等で学費について支給を受け、本補助金で学費以外の対象経費の支給を受ける場合は、対象経費を重複していないため、本補助金を申請することはできます。

※上記の他、判断に迷われる場合は、まずは関連のQAをご確認ください。

3 **【必須】** 対象者が、令和2年度内に、本様式左上に記載する「事業所No.」の事業所以外の事業所において勤務している又は勤務する予定がありますか。  
 (1) 勤務している又は勤務する予定がある場合は、下の「他の事業所での勤務(予定)」の「有」にレ点を入れてください。勤務していない又は勤務する予定もない場合は、「無」にレ点を入れてください。  
 (2) 上記(1)で「有」を選択した場合は、対象者の勤務している又は勤務する予定がある「他の事業所」に関する情報について、記載してください。

※事業所数に応じて、行を追加すること。

他の事業所での勤務(予定)

有  無

他の事業所での勤務(予定)有の場合、以下に記載してください

「有」にレ点を付けた場合、当該事業所に関する情報(法人名、事業所名、勤務期間)を記載すること。

法人名	医療法人社団□□□会		
事業所名	南新宿◇◇事業所		
勤務(予定)期間	令和2年9月1日	から	令和4年3月31日 まで

4 【補助対象経費のうち「学費」として教科書代を申請する対象者についてのみ確認してください】

対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)に、申請する教科書代は含まれていない。学則で定める学費(学生納付金)とは別途徴収される費用である。

確認

該当のない場合は、「確認」欄に斜線

5 【補助対象経費のうち「学費」としてユニホーム代を申請する対象者についてのみ確認してください】

対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)に、申請するユニホーム代は含まれていない。学則で定める学費(学生納付金)とは別途徴収される費用である。

確認

6 【補助対象経費のうち「就職準備金」として交通費を申請する対象者についてのみ確認してください】

(1) 旅行の目的(就職セミナーへの参加等)及び交通費を申請する区間  
 ※参加した就職セミナー等の数に応じて、二重線で囲っている【旅行の目的】及び【交通費を申請する区間】について行を追加し、(1)－2、(1)－3等とすること。  
 ※行を追加した場合、下記(2)から(4)までは、全ての場合について確認の上、「確認」欄にレ点を付けること。

【旅行の目的】			
<b>「介護を目指す方対象！介護就職セミナー」への参加</b>			
【交通費を申請する区間】		就職準備金として交通費を申請する場合、自宅等最寄り駅及び就職セミナー最寄り駅について、路線名と駅名の記載が必要です。	
自宅等最寄り(路線名)	JR山手線	(駅名)	新宿 駅
⇕			
就職セミナー最寄り(路線名)	JR山手線	(駅名)	渋谷 駅

(2) 上記(1)の区間において、通勤手当相当分と重複する区間については、交通費を申請していない。  
 (3) 交通費の金額は、電子マネーで支払った場合の所要額である。(ただし、使用する公共交通機関が電子マネーでの支払を認めていない場合及び電子マネーでの支払いが最安とはならない場合を除く。本ただし書きが適用される場合、提出資料について事前に確認すること。)  
 (4) 申請する区間内での最安・最早の区間等、適切な金額の申請となっている。

確認

確認

確認

7 【補助対象経費のうち「居住費」として家賃を申請する対象者についてのみ確認してください】

対象者が賃貸借契約等に基づいて家賃を適正に支払っていることを確認した。

確認

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
対象者のうち雇用予定者について（雇用予定確認書）

法人名：社会福祉法人〇〇〇会

代表者職氏名：理事長 福祉 一郎

標記補助金の申請対象者のうち、下記の者については、交付申請時点で雇用契約を締結しておりませんが、下記のとおり雇用契約を締結する予定です。

## 記

雇用予定の 留学生氏名	スマトラ・ジャワ
雇用予定期間	令和3年1月15日から令和3年12月31日まで
勤務先事業所名	西新宿〇〇介護事業所
勤務先所在地 (就業の場所)	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

事業所No. : 1  
 対象者No. : 1

対象者名: ハノイ・ホーチミン

※対象者ごとに作成

記入例

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
 対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類一覧

交付申請時点で既に提出した書類についても、実績報告時点で再度提出していただきます。

- \* 補助対象経費の金額及び対象者が各補助対象経費を支払ったことを確認するために、交付申請時点で、既に対象者が補助対象経費を支払い済みの場合のみ、以下に掲げる書類を提出してください。
- \* 申請者(法人)が各書類を提出することを確認し、「提出時チェック」欄にレ点を付け、「書類No.」欄に番号を振ってください。
- \* 該当のない経費については、欄に斜線を引いてください。
- \* その他必要に応じて、書類の提出をお願いすることがあります。
- \* 各提出書類上、経費の金額に、可能な範囲でマーカー等で印を付けてください。
- \* 各提出書類上、対応する本様式上の「事業所No.」、「対象者No.」、「書類No.」を記載してください。

補助対象経費	経費の具体的な内容	提出書類	提出時 チェック 欄	書類No
学費	対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)	①対象者が日本語学校又は介護福祉士養成施設に学費を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	1
		②対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設が定める学費(学生納付金)の金額が分かる学則等	<input checked="" type="checkbox"/>	2
	対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定の教科書代 ※学費(学生納付金)とは別途徴収される場合の費用	①対象者が経費を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	3
		②対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設が指定する教科書であることとその金額が分かる、教科書一覧等	<input checked="" type="checkbox"/>	4
	対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定のユニホーム代 ※学費(学生納付金)とは別途徴収される場合の費用	①対象者が経費を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	5
		②対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設が指定するユニホームであることとその金額が分かる、案内等	<input checked="" type="checkbox"/>	6
入学準備金	対象者の在籍する介護福祉士養成施設の入学金 ※対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)のうちの入学金	①対象者が介護福祉士養成施設に入学金を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input type="checkbox"/>	
		②対象者の在籍する介護福祉士養成施設が指定する入学金の金額が分かる学則等	<input type="checkbox"/>	
就職準備金	介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した交通費	①介護業界及び介護業界を含む福祉業界への就職活動の実施場所・日時が分かる就職セミナーのパンフレット等	<input checked="" type="checkbox"/>	7
		①対象者が就職セミナー等の実施先に参加費用を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	8
	介護業界及び介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した参加費用	②介護業界を含む福祉業界へのセミナー等の実施場所・日時が分かる就職セミナーのパンフレット等	<input checked="" type="checkbox"/>	9
国家試験受験対策費用	介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用	①対象者が模擬試験実施先に受験費用を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	10
		②令和2年度の介護福祉士国家試験合格を目指すための模擬試験であることが分かる模擬試験案内等	<input checked="" type="checkbox"/>	11
	介護福祉士国家試験受験費用	①対象者が試験実施先に受験費用を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	12
居住費	家賃	①賃貸借契約書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	13

対象者名 **ハノイ・ホーチミン**

領収書枚数 : **3** 枚

**記入例**

**令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
対象者が補助対象経費を支払ったことを証する領収書等添付**

<領収書等貼付箇所>

**領収書 (写し)①**

**領収書 (写し)②**

**領収書 (写し)③**

交付申請時点で対象者が既に支払った補助対象経費について、可能な範囲でご提出ください。実績報告時点で再度提出していただきますので、ご了承ください。

- ・補助対象経費について、対象者から介護福祉士養成施設等への支払いを証明する書類として領収書等(写し)を必ず添付してください。
- ・マーカーを付ける、○で囲む等、該当の補助対象経費が記載されている箇所が分かるようにしてください。
- ・領収書等に、参考様式②上の「事業所No.」、「対象者No.」、「書類No.」を記載してください。
- ・領収書等は重ならないように貼付してください。
- ・1枚で貼り切れない場合、複数枚になっても構いません。



対象者名 **ハノイ・ホーチミン**

領収書枚数 : **3** 枚

**記入例**

**令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
法人が補助対象経費を支払ったことを証する領収書等添付**

<領収書等貼付箇所>

交付申請時点で法人が既に支払った補助対象経費について、可能な範囲でご提出ください。  
実績報告時点で再度提出していただきますので、ご了承ください。

**領収書 (写し) ①**

**領収書 (写し) ②**

**領収書 (写し) ③**

- ・補助対象経費について、法人から対象者への支払いを証明する書類として領収書等(写し)を必ず添付してください。
- ・マーカーを付ける、○で囲む等、該当の補助対象経費が記載されている箇所が分かるようにしてください。
- ・領収書等に、参考様式②上の「事業所No.」、「対象者No.」、「書類No.」を記載してください。
- ・領収書等は、**令和2年4月1日から令和3年3月31日まで**の日付のものが補助対象です。この期間以外のもは対象外です。
- ・領収書等は重ならないように貼付してください。
- ・1枚で貼り切れない場合、複数枚になっても構いません。



※事業所ごとに作成

参考様式⑤(事業所別)

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
に関する歳入・歳出予算書(抄本)

記入例

本様式は参考です。別様式で作成されている場合は、そちらを添付してください。  
(補助金額とそれに対応する支出が分かるもの)

事業所名: 西新宿〇〇介護事業所

(単位:円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
都補助金	357,000	学費	795,000
		就職準備金	50,000
		国家試験受験対策費用	30,000
		居住費	519,000
自己資金	1,037,000		
合計	1,394,000	合計	1,394,000
収入支出差引額		〇円	

【収入】  
・「別記様式第1号-2」の「補助金交付申請額」を「都補助金」として記入  
・都補助金以外で、「自己資金」にて支出する額を記入(寄附金その他収入額)

【支出】  
・経費ごとに記入

上記の介護保険事業所における介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金に関する歳入・歳出予算書は原本と相違ないことを証明します。

令和 2年 〇月 ×日

歳入と歳出の額は同額になる

法人名称、代表者氏名を記入

別記様式第1号  
と同日を記入

法人名

社会福祉法人〇〇会

代表者名

理事長 福祉 一郎

印鑑証明書と同じ印

## 令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金 提出書類一覧（実績報告時）

記入例

実績報告の提出にあたり、こちらで提出書類をチェックの上、一緒にご提出下さい。

法人名： **社会福祉法人〇〇〇会**

番号	提出書類名	提出時 チェック欄	備考
1	令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金提出書類一覧（実績報告時）（本票）	✓	
2	実績報告書（法人別）（別記様式第2号） ※1法人1枚	✓	
3	対象者一覧（事業所別）（別記様式第2号-2） ※事業所ごとに作成	✓	
4	実績報告内訳（対象者別）（別記様式第2号-3） ※対象者ごとに作成	✓	
5	対象者及び指導担当職員の勤務報告書（事業所別）（別記様式第2号-4） ※事業所ごとに作成	✓	
6	対象者別 確認事項（別記様式第2号-5） ※対象者ごとに作成	✓	
7	外国人介護従事者指導担当職員向け研修修了証書（写） ※原則、1事業所1名分	✓	
8	法人と対象者の雇用関係が確認できる書類	/	/
	法人と対象者間で締結された雇用契約書（写） ※交付申請時点で雇用予定確認書を提出した対象者分のみ、提出すること。	✓	
9	対象者の在学状況等が確認できる書類 ※対象者の在学する学校の種別及び対象者の在学状況に応じて、以下の書類を提出すること。	/	/
	令和3年度に日本語学校を卒業予定の対象者 ・対象者が、令和3年3月31日まで日本語学校に在学していることが確認できる書類（在学証明書等）	✓	
	令和2年度に日本語学校を卒業する対象者 ・対象者が令和2年度に日本語学校を卒業することが確認できる書類（卒業証明書等） ・対象者が令和3年度に介護福祉士養成施設に入学することが確認できる書類（入学許可証等）	✓	
	令和3年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定の対象者 ・対象者が、令和3年3月31日まで介護福祉士養成施設に在学していることが確認できる書類（在学証明書等）	✓	
	令和2年度に介護福祉士養成施設を卒業する対象者 ・対象者が令和2年度に介護福祉士養成施設を卒業することが確認できる書類（卒業証明書等） ・対象者の令和2年度介護福祉士国家試験受験票（写）	✓	
10	対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類 ※対象者ごとに作成 ※交付申請時点で既に提出した書類についても実績報告時点で再度提出すること。	/	/
	対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類一覧（参考様式①） ※参考様式①に記載された書類を提出し、「提出時チェック」欄にシ点を付けること。	✓	
	対象者が補助対象経費を支払ったことを証する領収書等添付（参考様式②） ※対象者が支払ったことを証する領収書等の写しを参考様式②に添付すること。	✓	
11	法人が対象者に補助対象経費を支払ったことを証する書類 ※事業所ごとに作成 ※交付申請時点で既に提出した書類についても実績報告時点で再度提出すること。	/	/
	法人が補助対象経費を支払ったことを証する領収書等添付（参考様式③） ※法人が支払ったことを証する領収書等の写しを参考様式③に添付すること。	✓	
12	歳入・歳出決算書(抄本)（参考様式④） ※全事業所分	✓	
13	請求書（別記様式第3号）	✓	
14	支払金口座振替依頼書	✓	

※その他必要に応じて、書類の提出をお願いすることがあります。

※各様式における法人名・所在地・代表者名は、原則として印鑑証明書の表記と一致するよう記載してください。

また、事業所名・事業所所在地は、原則として事業所指定を受けた内容と一致するよう記載してください。

ただし、法人・事業所の所在地について、建物名や部屋番号を追加記載することは差し支えありません。

この欄を使用し、必要書類がすべてそろっていることを必ずご確認の上、この用紙と必要書類を一緒にご提出ください。  
提出の必要がない書類については、斜線を引いてください。

水色のセルは、自動入力されます。

# 記入例

別記様式第2号

令和3年〇月×日

東京都知事 殿

※1法人1枚

※法人名・所在地・代表者名は、原則として印鑑証明書の表記と一致するよう記載してください。  
※代表者名には、原則として印鑑証明書の記載と同様に、職名と氏名を記載してください。

法人名： 社会福祉法人〇〇〇会  
所在地： 東京都新宿区西新宿2-8-1  
代表者名 理事長 福祉 一郎 印

印鑑証明書と同じ印

## 令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金 実績報告書

令和3年〇月×日付2福保高介第◇◇◇号で交付決定を受けた令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

下記の2内訳の補助所要額の合計が入力されると自動計算されます。

1 補助所要額

金 1,143,000 円

※2 補助所要額の合計額を転記してください

2 内訳 (※1 コードは、交付要綱別表1に定めるコードA~Pから選び、ご記入ください。)

No.	事業所名	事業所番号	一致 ※1 コード	補助所要額 *別記様式第2号-2の 「補助所要額」の合計額を 転記してください	備考
1	西新宿〇〇介護事業所	1234567890	A	357,000	
2	東新宿××介護事業所(特養)	1234567891	M	386,000	
3	東新宿××介護事業所(デイサービス)	1234567892	A	400,000	
4					
5					
6					
合計				※2 1,143,000	

事業所名が同一である場合は、サービス名が分かるように記入してください。

上記の金額を入力すると自動計算されます。

欄が不足する場合は、行を追加してください。

\* 東京都記入欄

\* 法人の事務取扱者(必ず記入してください)

部署名	〇〇部〇〇課	事業所数 3
ふりがな	とちよう つきこ	
お名前	都庁 月子	
TEL	03-1234-5678	
メール	〇◇@kaigo.jp	

記入例

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
対象者一覧(事業所別)

水色のセルは、自動入力されます。

※事業所ごとに作成

事業所 No.	1
事業所所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
事業所名	西新宿〇〇介護事業所

別記様式第2号の事業所No.を記載してください。

日本語学校又は介護福祉士養成施設のいずれかから選択

雇用開始日・雇用終了日が月の途中であった場合には、当該日の属する月は、雇用月数に含まれません。

各対象者の「補助所要額」には、別記様式第2号-3の金額を転記してください。

事業所内の対象者合計人数を記載してください。

※「補助所要額」には、別記様式第2号-3の金額を転記してください。

No.	対象者氏名	国籍	補助所要額 (単位:円)	上記事業所での 雇用開始 年月日	上記事業所での 雇用終了(予定) 年月日	申請年度における 雇用月数	在学する 学校の種別	日本語学校又は 介護福祉士養成施設 入学年月日	日本語学校又は 介護福祉士養成施設 卒業(予定)年月日	申請年度における 補助対象期間
1	ハノイ・ホーチミン	ベトナム	186,000	平成31年4月1日	令和2年9月30日	6月	介護福祉士養成施設	平成31年4月1日	令和3年3月31日	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日
2	スマトラ・ジャワ	インドネシア	8,000	令和3年1月15日	令和3年12月31日	2月	日本語学校	令和2年10月1日	令和3年12月31日	令和3年1月1日 ~ 令和3年3月31日
3	マニラ・オルモック	フィリピン	163,000	平成31年4月1日	令和5年3月31日	12月	日本語学校	令和元年11月1日	令和2年10月31日	令和2年4月1日 ~ 令和2年10月31日
合計			357,000							

雇用開始年月日は、対象者との雇用契約締結日又は雇用契約上定める雇用開始日を記載してください。

雇用終了年月日は、対象者との雇用契約上定める雇用終了日を記載してください。定めのない場合は、予定を記載してください。

【補助対象期間の考え方】  
・日本語学校の場合:日本語学校卒業日前の引き続く1年以内  
・介護福祉士養成施設の場合:介護福祉士養成施設における正規の修学期間(2~4年間)

\* 行数は必要に応じて追加すること。

記入例

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金 実績報告内訳(対象者別)

水色のセルは、自動入力されます。  
※対象者ごとに作成

事業所No.: 1  
対象者No.: 1 対象者名: ハノイ・ホーチミン  
別記様式第2号-2の事業所No.を記載してください。

該当の項目にチェック	A	B	C	D	E	F	G(=E-F)	H	I	J	K	L	M
申請年度に おける 上記事業所 での 雇用月数	対象経費(円) ※1円未満切り捨	対象経費の 実支出額(円)	寄附金 その他収入額 を控除した額(円)	補助基準額(円)	選定額(円)	補助率	補助所要額(円) ※1,000円未満 切り捨て	備考	交付決定額				
<input checked="" type="checkbox"/>	600,000	500,000	500,000	300,000	300,000	1/3	100,000	令和2年度分の学費120万円を法人が留学生に支給。120万円に、雇用月数6月を乗じ12月で除した金額60万円が対象経費。対象経費60万円うち、法人が本補助金申請のために支給した金額は50万円。	100,000				
<input type="checkbox"/>			0	200,000	0								
<input checked="" type="checkbox"/>	50,000	50,000	50,000	200,000	50,000	1/3	16,000	令和3年2月に介護業界への就職活動のためにセミナーに参加した。交通費として5万円の経費を支給した。	16,000				
<input checked="" type="checkbox"/>	60,000	30,000	30,000	40,000	30,000		10,000	令和2年度の国家試験受験料と国家試験受験料として、合計3万円を法人から支給した。	10,000				
<input checked="" type="checkbox"/>	300,000	300,000	300,000	180,000	180,000		60,000	月額5万円の家賃を令和2年度年間通じて法人が留学生に支給。年度内支給額は60万円。60万円に雇用月数6月を乗じ12月で除した金額30万円が対象経費で、対象経費30万円全額を申請。	60,000				
							186,000						

【対象経費の実支出額】本補助金申請のために対象とする金額を記載してください。支給した対象経費全額を補助申請する場合は、D欄とE欄は、同額となります。

【対象経費】令和2年4月1日から令和3年3月31日までに補助対象事業者から対象者に支給した経費のうち、対象者(留学生)が補助対象期間に要した経費です。ただし、補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和2年度の経費に限り、学費及び居住費については、雇用月数を乗じた額を12月で除した金額とします。

申請しない補助対象経費にはチェックを入れる必要はありません。セルが灰色に塗りつぶされます。

別記様式第2号-2「補助所要額」に記載してください。ただし、交付決定額が上限となります。

1 別記様式第2号-2に記載。ただし、交付決定額が上限

### 【様式第2号—3の記載に当たったの注意事項】

- 1 「A チェック欄」には、対象者ごとに該当のある対象経費の項目についてチェックを入れること。
- 2 「C 申請年度における上記事業所での雇用月数」欄に記載する月数は、令和2年度における対象者の雇用月数を記載すること。雇用開始日の属する月の翌月から起算するものとする。また、雇用終了が月の途中であった場合、雇用終了日の属する月の前月まで算定するものとする。  
なお、雇用月数が1月未満となる場合は、補助対象外とする。
- 3 「D 対象経費」欄について  
(1) 対象者一人当たりの対象経費は、令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」と言う。)第6に定める事業の実施期間中に補助対象事業者から対象者に支給した経費のうち、対象者が第7に定める補助対象期間に要した経費とする。  
ただし、第7に定める補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和2年度の経費に限る。  
(2) 学費及び居住費については、交付要綱第6に定める事業の実施期間中に、対象者一人当たりの対象経費の全額に、雇用月数を乗じた額を12月で除した金額を対象とする。(1円未満の端数は切り捨てる。)  
(3) 入学準備金については、介護福祉士養成施設の入学年度の給付のみを対象とする。  
(4) 就職準備金及び国家試験受験対策費用については、介護福祉士養成施設の卒業年度の給付のみを対象とする。
- 4 「E 対象経費の実支出額」欄には、「D 対象経費」のうち、法人が留学生に対して実際に支給した金額で、本補助金の申請に係る金額を記載すること。
- 5 「H 補助基準額」欄について  
(1) 学費及び居住費については、交付要綱の別表2第2欄に掲げる補助基準額の月額に、雇用月数を乗じた額とする。  
(2) 入学準備金については、介護福祉士養成施設の入学年度のみ適用する。  
(3) 就職準備金及び国家試験受験対策費用については、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ適用する。
- 6 「I 選定額」欄には、「G 寄附金その他収入額を控除した額」及び「H 補助基準額」を比較して小さい方の額を記入すること。
- 7 「K 補助所要額」欄には、「I 選定額」に「補助率 1/3」を乗じて得た額を記入すること。  
なお、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた額を記入すること。
- 8 「L 備考」欄には、各経費の積算根拠について、詳細に記載すること。
- 9 「M 交付決定額」欄には、交付決定通知を確認し、同じ金額を記入すること。  
10 行数は必要に応じて追加すること。

#### 【補助基準額】

- (1) 学費 50千円 (月額)
- (2) 入学準備金 200千円 (1回限り) ※養成施設入学年度のみ
- (3) 就職準備金 200千円 (1回限り) ※養成施設卒業年度のみ
- (4) 国家試験受験対策費用 40千円 (1回限り) ※養成施設卒業年度のみ
- (5) 居住費 30千円 (月額)

事業所No. : 1

事業所名 : 西新宿〇〇介護事業所

※事業所ごとに作成

記入例

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
対象者及び指導担当職員の勤務報告書

1 対象者及び指導担当職員

No.	対象者氏名	対象者の業務内容※	指導担当職員氏名	指導担当職員の事業所における勤務状況
1	ハノイ・ホーチミン	利用者に対して、衣服着脱時の介助や、食事を取る際の介助を行った。	新宿 太郎	平成29年4月1日より勤務
2	スマトラ・ジャワ	利用者に対して、車いすで施設内を移動するための介助や、食事の介助を行った。	東京 花子	平成30年4月1日より勤務
3	マニラ・オルモック	利用者に対して、衣服着脱や食事のための介助を行った。	人材 一郎	平成30年4月1日より勤務

「業務内容」には、各対象者が事業所で従事した介護業務等の内容を出来る限り具体的に記載してください。  
介護業務とは、「入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務」を指します。

【業務例】

衣服着脱の介助、車いす等の移動の介助、食事の介助、身体清拭、おむつ交換 等  
※掃除、見守り、記録等の周辺業務のみに従事させている場合は補助対象外となりますので、注意してください。

指導担当職員の事業所における勤務開始時期を記載すること

等

2 令和3年度に日本語学校を卒業予定の対象者及び令和3年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定

の対象者についての確認事項

- ・(1)①(2)①→該当する対象者がいれば、レ点
- ・(1)②(2)②→各①にレ点を付けた場合は、アとイについて確認後、レ点

(1) 令和3年度に日本語学校を卒業予定の日本語学校在学学生

①上記1に記載した対象者のうち、該当者の有無(有の場合レ点を付けること) 有

②上記①で「有」にレ点を付けた場合、以下ア及びイについて法人が対象者本人に確認し、レ点を付けてください。

ア. 対象者が令和3年度に日本語学校を卒業する意思を有することを確認した。

イ. 対象者が日本語学校を卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思を有することを確認した。

(2) 令和3年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定の介護福祉士養成施設在学学生

①上記1に記載した対象者のうち、該当者の有無(有の場合レ点を付けること) 有

②上記①で「有」にレ点を付けた場合、以下ア及びイについて法人が対象者本人に確認し、レ点を付けてください。

ア. 対象者が令和2年度に学年を修了後、進級する意思を有することを確認した。

イ. 対象者が介護福祉士国家試験を受験する意思を有することを確認した。



事業所No. : 1  
 対象者No. : 1

※対象者ごとに作成

対象者名: ハノイ・ホーチミン

記入例

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
 対象者別 確認事項

【確認方法】

- \* 法人が下記1から7までの各項目について確認し、「確認」欄にレ点を付けてください。
- \* 1～3は、全ての対象者について確認が必要です。
- \* 4～7は、対象者のうち該当の場合のみ確認が必要です。該当のない場合は、「確認」欄に斜線を引いてください。

1 **【必須】** 対象者と締結する雇用契約及び贈与契約は、労働関係法令を遵守の上、労働問題が発生しないよう、慎重に作成した。 確認

確認後「確認」欄にレ点を付けてください。

2 **【必須】** 対象者が本補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等を受けていないことを確認した。 確認

<補足>

他の補助金等とは、以下に掲げる他制度等を指します。

- a. 国又は地方公共団体の貸付又は給付制度  
 (例)介護福祉士修学資金貸付事業、区市町村が実施する対象者の学費等経費に対する補助事業、区市町村が実施する対象者の奨学金返済額に対する補助事業
- b. 上記a以外の貸付又は給付制度  
 (例)日本学生支援機構の奨学金制度、対象者の在籍する介護事業所独自の学費等貸付制度、対象者の在籍する介護福祉士養成施設の奨学金制度、その他民間企業の貸付制度

※貸付制度を受けている場合、貸付金額の返済免除如何に関わらず本補助金を申請することはできません。

※他の補助金等で学費について支給を受け、本補助金で学費以外の対象経費の支給を受ける場合は、対象経費を重複していないため、本補助金を申請することはできます。

※上記の他、判断に迷われる場合は、まずは関連のQAをご確認ください。

3 **【必須】** 対象者が、令和2年度内に、本様式左上に記載する「事業所No.」の事業所以外の事業所において勤務していましたか。  
 (1)勤務していた場合は、下の「他の事業所での勤務」の「有」にレ点を入れてください。勤務していなかった場合は、「無」にレ点を入れてください。  
 (2)上記(1)で「有」を選択した場合は、対象者の勤務していた「他の事業所」に関する情報について、記載してください。

※事業所数に応じて、行を追加すること。

他の事業所での勤務

有  無

他の事業所での勤務有の場合、以下に記載してください。

「有」にレ点を付けた場合、当該事業所に関する情報(法人名、事業所名、勤務期間)を記載すること。

法人名	医療法人社団□□□会		
事業所名	南新宿◇◇事業所		
勤務(予定)期間	令和2年9月1日	から	令和4年3月31日 まで



4 【補助対象経費のうち「学費」として教科書代を申請する対象者についてのみ確認してください】

対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)に、申請する教科書代は含まれていない。学則で定める学費(学生納付金)とは別途徴収される費用である。

確認

該当のない場合は、「確認」欄に斜線

5 【補助対象経費のうち「学費」としてユニホーム代を申請する対象者についてのみ確認してください】

対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)に、申請するユニホーム代は含まれていない。学則で定める学費(学生納付金)とは別途徴収される費用である。

確認

6 【補助対象経費のうち「就職準備金」として交通費を申請する対象者についてのみ確認してください】

(1) 旅行の目的(就職セミナーへの参加等)及び交通費を申請する区間  
 ※参加した就職セミナー等の数に応じて、二重線で囲っている【旅行の目的】及び【交通費を申請する区間】について行を追加し、(1)－2、(1)－3等とすること。  
 ※行を追加した場合、下記(2)から(4)までは、全ての場合について確認の上、「確認」欄にレ点を付けること。

【旅行の目的】			
<b>「介護を目指す方対象！介護就職セミナー」への参加</b>			
【交通費を申請する区間】		就職準備金として交通費を申請する場合、自宅等最寄り駅及び就職セミナー最寄り駅について、路線名と駅名の記載が必要です。	
自宅等最寄り(路線名)	JR山手線	(駅名)	新宿 駅
⇕			
就職セミナー最寄り(路線名)	JR山手線	(駅名)	渋谷 駅

(2) 上記(1)の区間において、通勤手当相当分と重複する区間については、交通費を申請していない。  
 (3) 交通費の金額は、電子マネーで支払った場合の所要額である。(ただし、使用する公共交通機関が電子マネーでの支払を認めていない場合及び電子マネーでの支払いが最安とはならない場合を除く。本ただし書きが適用される場合、提出資料について事前に確認すること。)  
 (4) 申請する区間内での最安・最早の区間等、適切な金額の申請となっている。

確認

確認

確認

7 【補助対象経費のうち「居住費」として家賃を申請する対象者についてのみ確認してください】

対象者が賃貸借契約等に基づいて家賃を適正に支払っていることを確認した。

確認

事業所No. : 1  
 対象者No. : 1

対象者名: ハノイ・ホーチミン

※対象者ごとに作成

記入例

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
 対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類一覧

交付申請時点で既に提出した書類についても、実績報告時点で再度提出してください。

- \* 補助対象経費の金額及び対象者が各補助対象経費を支払ったことを確認するために、以下に掲げる書類を提出してください。
- \* 申請者(法人)が各書類を提出することを確認し、「提出時チェック」欄にレ点を付け、「書類No.」欄に番号を振ってください。
- \* 該当のない経費については、欄に斜線を引いてください。
- \* その他必要に応じて、書類の提出をお願いすることがあります。
- \* 各提出書類上、経費の金額に、可能な範囲でマーカー等で印を付けてください。
- \* 各提出書類上、対応する本様式上の「事業所No.」、「対象者No.」、「書類No.」を記載してください。

補助対象経費	経費の具体的な内容	提出書類	提出時 チェック 欄	書類No.
学費	対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)	①対象者が日本語学校又は介護福祉士養成施設に学費を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	1
		②対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設が定める学費(学生納付金)の金額が分かる学則等	<input checked="" type="checkbox"/>	2
	対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定の教科書代 ※学費(学生納付金)とは別途徴収される場合の費用	①対象者が経費を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	3
		②対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設が指定する教科書であることとその金額が分かる、教科書一覧等	<input checked="" type="checkbox"/>	4
	対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定のユニホーム代 ※学費(学生納付金)とは別途徴収される場合の費用	①対象者が経費を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	5
		②対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設が指定するユニホームであることとその金額が分かる、案内等	<input checked="" type="checkbox"/>	6
入学準備金	対象者の在籍する介護福祉士養成施設の入学金 ※対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)のうちの入学金	①対象者が介護福祉士養成施設に入学金を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input type="checkbox"/>	
		②対象者の在籍する介護福祉士養成施設が指定する入学金の金額が分かる学則等	<input type="checkbox"/>	
就職準備金	介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した交通費	①介護業界及び介護業界を含む福祉業界への就職活動の実施場所・日時が分かる就職セミナーのパンフレット等	<input checked="" type="checkbox"/>	7
		①対象者が就職セミナー等の実施先に参加費用を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	8
	介護業界及び介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した参加費用	②介護業界を含む福祉業界へのセミナー等の実施場所・日時が分かる就職セミナーのパンフレット等	<input checked="" type="checkbox"/>	9
国家試験受験対策費用	介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用	①対象者が模擬試験実施先に受験費用を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	10
		②令和2年度の介護福祉士国家試験合格を目指すための模擬試験であることが分かる模擬試験案内等	<input checked="" type="checkbox"/>	11
	介護福祉士国家試験受験費用	①対象者が試験実施先に受験費用を支払ったことを証明する領収書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	12
居住費	家賃	①賃貸借契約書等(写)	<input checked="" type="checkbox"/>	13

対象者名 **ハノイ・ホーチミン**

領収書枚数 : **3** 枚

**記入例**

**令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
対象者が補助対象経費を支払ったことを証する領収書等添付**

<領収書等貼付箇所>

**領収書(写し)①**

**領収書(写し)②**

交付申請時点で既に提出した書類についても、実績報告時点で再度提出してください。

**領収書(写し)③**

- ・補助対象経費について、対象者から介護福祉士養成施設等への支払いを証明する書類として領収書等(写し)を必ず添付してください。
- ・マーカーを付ける、○で囲む等、該当の補助対象経費が記載されている箇所が分かるようにしてください。
- ・領収書等に、参考様式①上の「事業所No.」、「対象者No.」、「書類No.」を記載してください。
- ・領収書等は重ならないように貼付してください。
- ・1枚で貼り切れない場合、複数枚になっても構いません。

対象者名 **ハノイ・ホーチミン**

領収書枚数 : **3** 枚

**記入例**

**令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
法人が補助対象経費を支払ったことを証する領収書等添付**

<領収書等貼付箇所>

交付申請時点で既に提出した書類についても、実績報告時点で再度提出してください。

**領収書(写し)①**

**領収書(写し)②**

**領収書(写し)③**

- ・補助対象経費について、法人から対象者への支払いを証明する書類として領収書等(写し)を必ず添付してください。
- ・マーカーを付ける、○で囲む等、該当の補助対象経費が記載されている箇所が分かるようにしてください。
- ・領収書等に、参考様式①上の「事業所No.」、「対象者No.」、「書類No.」を記載してください。
- ・領収書等は、**令和2年4月1日から令和3年3月31日まで**の日付のものが補助対象です。この期間以外のもは対象外です。
- ・領収書等は重ならないように貼付してください。
- ・1枚で貼り切れない場合、複数枚になっても構いません。

※事業所ごとに作成

参考様式④(事業所別)

令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金  
に関する歳入・歳出決算書(抄本)

記入例

本様式は参考です。別様式で作成されている場合は、そちらを添付してください。  
(補助金額とそれに対応する支出が分かるもの)

事業所名: 西新宿〇〇介護事業所

(単位:円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
都補助金	357,000	学費	795,000
		就職準備金	50,000
		国家試験受験対策費用	30,000
		居住費	519,000
自己資金	1,037,000		
合計	1,394,000	合計	1,394,000
収入支出差引額		〇円	

・「別記様式第2号-2」の「補助所要額」を「都補助金」として記入  
・都補助金以外で、「自己資金」にて支出する額を記入(寄附金その他収入額)

【支出】  
・経費ごとに記入

上記の介護保険事業所における介護施設等による留学生受入れ支援事業費に関する歳入・歳出決算書は原本と相違ないことを証明し

歳入と歳出の額は同額になる

令和 3年 〇月 ×日

法人名称、代表者氏名を記入

別記様式第2号  
と同日を記入

法人名

社会福祉法人〇〇会

代表者名

理事長 福祉 一郎

印鑑証明書と同じ印

印

※1法人1枚

# 記入例

別記様式第3号

## 請求書

今回請求額を記入

金 1,143,000 円

別記様式第2号の補助所要額を記入

請求内訳書 (単位:円)

交付決定額 (A)	補助金確定額 (B)	今回請求額 (=B)
1,143,000	1,143,000	1,143,000

ただし、令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金として、上記金額を請求します。

令和 年 月 日

※日付は空欄でご提出ください。

東京都知事 殿

印鑑証明書と同じ印

法人の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1  
法人名 社会福祉法人〇〇〇会  
代表者名 理事長 福祉 一郎

印

(添付書類)

口座振替依頼書等

※法人名・所在地・代表者名は、原則として印鑑証明書の表記と一致するよう記載してください。  
※代表者名には、原則として印鑑証明書の記載と同様に、職名と氏名を記載してください。

# 記入例

## 支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

※1法人1枚

令和 年 月 日

東京都知事 殿

※日付は空欄でご提出ください。

東京都から私に支払われる令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人

住所 〒163-8001  
 東京都新宿西新宿二丁目8番1号  
 (連絡先電話番号 03 (5320) 4267 )  
 氏名 社会福祉法人〇〇〇会  
 理事長 福祉 一郎

印

印鑑証明書と同じ印

※住所・代表者名は、印鑑証明書の表記と一致するよう記載してください。  
 ※代表者名には、原則として印鑑証明書の記載と同様に、職名と氏名を記載してください。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
都庁 <small>銀行・信用金庫 信用組合・農協</small>	福祉 <small>本店 支店</small>	000x9xx	1	9876543
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				
フク) マルマルマルカイ				

\* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

必ず全ての項目を記入してください。  
 口座番号は右詰めで、口座名義人 (カタカナ) は左詰めで記入してください。  
 濁点、半濁点は1マス使用してください。

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

# 記入例

別記様式第4号

令和 3年 〇月 ×日

※1法人1枚  
※仕入れ控除額が0円であつても、必ず提出していただきます。

※法人名・所在地・代表者名は、原則として印鑑証明書の表記と一致するよう記載してください。  
※代表者名には、原則として印鑑証明書の記載と同様に、職名と氏名を記載してください。

東京都知事 殿

法人の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
法人名 社会福祉法人〇〇〇会  
代表者名 理事長 福祉 一郎

印

令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

印鑑証明書と同じ印

令和2年〇月△日付2福保高介第●●●●号により交付決定のあつた令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

## 記

1 補助金確定額又は事業実績報告  
金 1,143,000円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る  
仕入れ控除税額

金 0円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)



## 令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金交付要綱

31 福保高介第2233号

令和2年3月31日

### 第1 目的

この要綱は、外国人介護従事者受入れ環境整備事業実施要綱（平成31年3月29日付30 福保高介第2548号。以下、「実施要綱」という。）の規定に基づいて行う介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

### 第2 対象事業所

都内に所在する別表1に定める介護サービスを提供する、別紙1に掲げる要件を満たす施設及び事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。

### 第3 補助対象事業者

第2に定める事業所を運営する事業者（以下、「補助対象事業者」という。）とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

### 第4 補助対象事業

この要綱による補助対象事業は、第2に定める対象事業所が留学生を雇用し、学費等を支給する事業とする。

なお、この要綱において、留学生とは、介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に通う留学生及び介護福祉士養成施設に通う留学生をいうものとする。

また、学費等の支給対象となる留学生（以下、「対象者」という。）は、別紙2に掲げる要件を満たす者とする。

### 第5 補助対象経費

この要綱による補助対象経費は、第4に定める事業の実施に必要な経費として、別表2に掲げるものとする。

## 第6 事業の実施期間

補助事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

なお、補助事業の実施期間外に補助対象事業者から対象者に支給した経費については、補助の対象としない。

## 第7 補助対象期間

対象者一人当たりの補助対象期間は、日本語学校の場合は、日本語学校卒業日前の引き続く1年以内とする。

また、介護福祉士養成施設の場合は、介護福祉士養成施設における正規の修学期間とする。

## 第8 補助金の額

この補助金は、別表2の第1欄に掲げる対象経費の実支出額から当該経費のための寄附金その他の収入額を控除した額と、別表2の第2欄に掲げる補助基準額とを比較して、小さい方の額に別表2の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

## 第9 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、別に定める日までに補助金交付申請書（別記様式第1号から第1号-5まで）を東京都知事（以下、「知事」という。）に提出しなければならない。

## 第10 交付の決定等

知事は、第9による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は申請事業者に対し資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

## 第11 補助条件

この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付するものとする。

## 第12 実績報告

補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから10日以内に、実績報告書（別記様式第2号から第2号-5まで）を知事に提出しなければならない。

## 第13 補助金の額の確定等

知事は、第12に定める実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれ

に付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付対象事業者に通知する。

#### 第14 請求

第13の規定による補助金の額の確定後において補助金を請求するときは、補助対象事業者は、請求書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

サービス名	コード
・通所介護	A
・（介護予防）短期入所生活介護	B
・（介護予防）短期入所療養介護	C
・（介護予防）通所リハビリテーション	D
・（介護予防）特定施設入居者生活介護	E
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護	F
・看護小規模多機能型居宅介護	G
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	H
・（介護予防）認知症対応型通所介護	I
・地域密着型特定施設入居者生活介護	J
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	K
・地域密着型通所介護	L
・介護老人福祉施設	M
・介護老人保健施設	N
・介護医療院	O
・介護療養型医療施設	P

※1 介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

別表 2

1 対象経費	2 補助基準額	3 補助率
<p>対象者一人当たりの対象経費は、第6に定める事業の実施期間中に補助対象事業者から対象者に支給した経費のうち、対象者が第7に定める補助対象期間に要した下記(1)から(5)までに掲げる経費とする。</p> <p>ただし、第7に定める補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和2年度の経費に限る。</p> <p>(1) 学費 (2) 入学準備金 (3) 就職準備金 (4) 国家試験受験対策費用 (5) 居住費</p> <p>注1 (1)及び(5)については、対象者一人当たりの対象経費の全額に、雇用月数(※)を乗じた額を12月で除した金額を対象とする。(1円未満の端数は切り捨てる。)</p> <p>注2 (2)については、介護福祉士養成施設の入学年度の給付のみを対象とする。</p> <p>注3 (3)及び(4)については、介護福祉士養成施設の卒業年度の給付のみを対象とする。</p>	<p>対象者一人当たりの補助基準額は、下記(1)から(5)までに掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学費 50千円 (月額) (2) 入学準備金 200千円 (1回限り) (3) 就職準備金 200千円 (1回限り) (4) 国家試験受験対策費用 40千円 (1回限り) (5) 居住費 30千円 (月額)</p> <p>注4 (1)及び(5)については、補助基準額の月額に、雇用月数(※)を乗じた額とする。</p> <p>注5 (2)については、介護福祉士養成施設の入学年度のみ適用する。</p> <p>注6 (3)及び(4)については、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ適用する。</p>	<p>1/3</p>

※雇用月数は、雇用開始が月の途中でであった場合、雇用開始日の属する月の翌月から起算するものとする。

また、雇用終了が月の途中でであった場合、雇用終了日の属する月の前月までを算定するものとする。

なお、雇用月数が1月未満となる場合は、補助対象外とする。

## 別紙 1

### 介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金対象事業所の要件

対象事業所は、以下（１）から（５）の全てに該当する事業所とする。

（１）対象者を、第 6 の規定による事業の実施期間中に、1 月以上雇用する事業所とする。

なお、雇用期間の算定に当たっては、雇用開始が月の途中であった場合、雇用開始日の属する月の翌月から起算するものとする。

また、雇用終了が月の途中であった場合、雇用終了日の属する月の前月までを算定するものとする。

（２）令和 2 年 4 月 1 日現在、介護職員処遇改善加算 I を取得していること。

（３）対象者を指導する担当職員を配置すること。

（４）実施要綱第 4（３）において定める外国人介護従事者の指導担当職員に対する研修を受講及び修了させること。

（５）対象者と贈与契約を締結し、当該贈与契約に基づき、学費等を給付すること。

なお、当該贈与契約は、労働関係法令を遵守の上、労働問題が発生しないよう、慎重に作成すること。

## 別紙2

### 介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金対象者の要件

対象者は、以下（１）及び（２）から（５）までのいずれか一つを満たす者とする。

- （１）「出入国管理及び難民認定法」別表第１に定める在留資格「留学」により、日本国内に滞在している外国人学生であること。
- （２）令和３年度に日本語学校を卒業予定で、以下①から③の要件を全て満たす日本語学校在学学生
  - ①令和３年３月３１日まで在学すること
  - ②日本語学校を卒業する意思を有すること
  - ③日本語学校卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思を有すること
- （３）令和２年度に日本語学校を卒業後、令和３年度に介護福祉士養成施設に進学する日本語学校在学学生
- （４）令和３年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定で、以下①から③の要件を全て満たす介護福祉士養成施設在学学生
  - ①令和２年度に学年を修了すること
  - ②令和２年度に学年を修了後、進級する意思を有すること
  - ③介護福祉士国家試験を受験する意思を有すること
- （５）令和２年度に介護福祉士国家試験を受験し、介護福祉士養成施設を卒業する介護福祉士養成施設在学学生



## 別記

### 補 助 条 件

#### 1 承認事項

補助対象事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 2 事故報告

補助対象事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 3 他の補助金との重複禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### 4 対象事業所に備える書類等

補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

#### 5 消費税等に係る税額控除の申告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入税額控除が0円の場合を含む。）は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（別記様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。

#### 6 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

#### 7 補助事業の完了の時期

補助対象事業者は、補助事業を補助決定の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

#### 8 状況報告

補助対象事業者は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

#### 9 遂行命令及び遂行の一時停止命令

- (1) 知事は、補助対象事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 補助対象事業者が（1）の命令に違反したときは、知事は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

#### 10 是正のための措置

知事は、9の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

#### 11 決定の取消し

- (1) 知事は、補助対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。
  - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令又は要綱に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、本要綱第13の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### 12 補助金の返還

知事は、6又は11の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

#### 13 違約加算金

- (1) 補助対象事業者は、11の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)により違約加算金を計算する際の1か年の日数は、閏年に係らず365日とする。
- (3) (1)により違約加算金を納付しなければならない場合において、当該補助対象事

業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### 1.4 延滞金

- (1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 13の（2）及び（3）の規定は延滞金に準用する。

#### 1.5 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助対象事業者に対し、補助金の返還を命じ、補助対象事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

質問一覧表

No.	Q
<b>(補助金の交付について)</b>	
1	そもそも補助事業とはどのようなものですか。
2	補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けると聞いたのですが、本当ですか。
3	補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。
4	補助金の申請は、必ず介護保険事業所を運営する事業者が行うのでしょうか。
5	補助金の交付を受けるために、具体的にどのような手続きが必要ですか。
6	補助金を返還する場合とはどのようなものですか。
7	すでに交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合や、補助事業を中止または廃止する場合は承認が必要ですか。
8	本補助金の重複する経費について、補助対象事業者が他の支援制度を利用して補助を受けている場合、本補助金を申請することはできますか。 【関連：QA38】
9	本補助金を活用していることをHPで公開したり、他の媒体でアピールすることは可能ですか。
<b>(補助対象事業所について)</b>	
10	どのような事業所が対象ですか。
	対象事業所要件として、対象者の雇用月数に係る以下の要件がありますが、対象者の雇用月数の考え方について、具体的に教えてください。 ---
11	(1) 対象者を、事業の実施期間中である令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、1月以上雇用する事業所とする。 なお、雇用月数の算定に当たっては、雇用開始が月の途中であった場合、雇用開始日の属する月の翌月から起算するものとする。 また、雇用終了が月の途中であった場合、雇用終了日の属する月の前月までを算定するものとする。
12	対象者を5月15日から6月15日まで雇用しました。この場合、本事業の利用は可能ですか。
13	対象者を助成年度の3月1か月間のみ雇用予定です。 交付申請時点では、対象者と雇用契約を締結していません。この場合、本事業を申請することはできますか。
14	助成年度の5月1日に処遇改善加算Ⅰを取得しました。本事業の利用は可能ですか。
15	外国人職員を指導する担当職員について、専任として新規に雇用せず、既存の職員が兼務しても構いませんか。
16	外国人職員を指導する担当職員について、対象者1名に対して、複数の指導担当職員を配置しても構いませんか。
17	対象事業所要件として、都の実施する研修の受講及び修了に係る以下の要件がありますが、受講させる職員について条件はありますか。また、研修の受講及び修了を証するために、どのような書類を提出する必要がありますか。 ---
	(4) 東京都の実施する外国人介護従事者の指導担当職員に対する研修を受講及び修了させること。
18	令和元年度に東京都の実施した外国人介護事業者指導担当職員向け研修を受講及び修了させた職員が事業所に在籍しています。 この場合、令和2年度に改めて研修を受講する必要がありますか。
19	令和元年度に東京都の実施した外国人介護事業者指導担当職員向け研修を事業所の職員が受講しましたが、途中帰宅し最後まで受講しなかったため、研修修了証書が発行されませんでした。 当該職員が令和2年度も引き続き事業所に勤務している場合、令和2年度に研修を改めて受講する必要はありますか。
20	都の実施する外国人介護職員指導担当者研修以外の研修(例：介護の技能実習指導員講習会)を既に受講済み/受講予定です。これらの場合でも、都の研修を受講しないといけませんか。
<b>(補助対象者(本補助の対象となる留学生)について)</b>	
21	どのような者が対象となりますか。
22	対象者要件を満たすことを確認できる書類として、どのような書類を提出する必要がありますか。
23	対象者には、事業所での雇用期間中、どのような業務に従事させる必要がありますか。
24	日本語学校はどのような学校になりますか。
25	介護福祉士養成施設はどのような施設になりますか。
26	X事業所は、留学生Aさんに対象経費を支給し、本事業を申請しました。X事業所の補助申請年度において、Aさんは、Y事業所でも勤務していました。 この場合、X事業所は、本事業を申請できますか。
27	派遣職員は、本事業の対象となりますか。

質問一覧表

No.	Q
(補助対象経費について【共通】)	
28	補助対象経費の内容について教えてください。
29	補助対象経費について、「対象者が補助対象期間に要した」経費である必要がありますが、補助対象期間の考え方を教えてください。 【関連：QA35、36】
30	対象者が令和2年度日本語学校の在学学生である場合に、以下の経費の中で申請可能な経費を教えてください。 --- (1) 学費 (2) 入学準備金 (3) 就職準備金 (4) 国家試験受験対策費用 (5) 居住費
31	対象者が令和2年度介護福祉士養成施設の在学学生である場合に、以下の経費の中で申請可能な経費を教えてください。 --- (1) 学費 (2) 入学準備金 (3) 就職準備金 (4) 国家試験受験対策費用 (5) 居住費
32	補助金を申請する場合、対象者の在学状況別に申請可能な全ての補助対象経費について、申請をする必要はありますか。
33	それぞれの補助対象経費は明確に分かれている必要がありますか。
34	X事業所は雇用する留学生Aさんに対して、令和2年度の学費相当額を令和元年度内に支給しました。 この場合、支給した学費相当額は、補助対象となりますか。
35	留学生の在学する日本語学校の正規の修学期間が、令和2年4月1日から令和3年9月30日までの1年6か月である場合に、補助対象経費を教えてください。 【関連：QA29】
36	留学生の在学する介護福祉士養成施設の正規の修学期間が2年間である場合に、補助対象経費を教えてください。 【関連：QA29】
37	留学生を複数名アルバイトとして雇用しています。本事業の事業者又は事業所ごとの補助対象上限人数はありますか。
38	対象者が他の奨学金等の制度を活用している場合、当該対象者について本補助金を申請することはできますか。 【関連QA8】
39	対象者が母国の親から仕送りを受けている場合は、当該対象者について本補助金を申請することはできますか。
40	対象者が令和元年度に、日本語学校就学分の学費に他制度を活用していました。当該対象者について、令和2年度に、介護福祉士養成施設分の学費に本補助金を申請することはできますか。
41	助成年度に、介護福祉士修学資金貸付事業で生活費加算を受けていない対象者について、本補助金で居住費の交付を申請することは可能ですか。
42	東京都介護職員宿舎借上げ支援事業を利用しています。本補助金で居住費の交付を申請することは可能ですか。
43	助成年度の対象者の介護福祉士養成施設の学費は120万円です。当該対象者について120万円のうち、60万円は本補助金を申請し、残りの60万円については他の補助金等を活用することは可能ですか。
44	令和2年度に、対象者の入学準備金20万円を申請しました。当該対象者は、令和2年度に他法人の別事業所でも勤務しており、他法人でも当該対象者の入学準備金20万円を申請していました。この場合、本事業の対象となりますか。

質問一覧表

No.	Q
(補助対象経費について【学費】)	
45	学費は、どのような経費が対象となりますか。
46	補助対象期間に要した経費が対象となることですが、補助対象期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日までである場合に、具体的にはどのような学費が対象となりますか。
47	A介護福祉士養成施設の正規の修学期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間で、学費は、「2年間で120万円」と設定されています。 この場合に、120万円全額が令和2年度の補助対象経費となりますか。
48	A介護福祉士養成施設の正規の修学期間は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間で、学費は、「2年間で120万円」と設定されています。 A介護福祉士養成施設に通う留学生Bさんは、令和元年度に入学し、2年間の学費を令和元年度に一括で納入しました。 さらに、Bさんを雇用するX事業所は、学費相当額の120万円全額を令和元年度にBさんに給付しました。 この場合に、X事業所がBさんに対して既に支払った120万円について、令和2年度の補助対象となりますか。
49	A介護福祉士養成施設の正規の修学期間は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間で、学費は、「2年間で120万円」と設定されています。 A介護福祉士養成施設に通う留学生Bさんは、令和元年度に入学し、2年間の学費を令和元年度に一括で納入しました。 さらに、Bさんを雇用するX事業所は、学費相当額の120万円全額を令和2年度にBさんに給付しました。 この場合に、X事業所がBさんに対して既に支払った120万円について、令和2年度の補助対象となりますか。
50	A日本語学校の正規の修学期間は、令和元年11月1日から令和2年10月31日までの1年間で、学費は、60万円（月額5万円）です。 A日本語学校に通う留学生Bさんは、1年間分の学費60万円を、令和2年4月1日に一括で納入しました。 Bさんを雇用するX事業所は、当該学費相当額60万円を、令和2年12月1日にBさんに支給しました。 なお、Bさんは、X事業所に令和元年11月1日より引き続き勤務しています。  この場合に、X事業所がBさんに支給した学費相当額は、本補助金の対象となりますか。
51	A日本語学校の正規の修学期間は、令和2年4月1日から令和3年6月30日までの1年3か月間で、学費は、75万円（月額5万円）です。 A日本語学校に通うBさんは、1年間3か月分の学費75万円を、令和2年4月1日に一括で納入しました。 Bさんを雇用するX事業所は当該学費相当額75万円を、令和2年12月1日に留学生に支給しました。 なお、Bさんは、X事業所に令和2年4月1日より引き続き勤務しています。  この場合に、X事業所がBさんに支給した学費相当額は、本補助金の対象となりますか。

質問一覧表

No.	Q
<b>(補助対象経費について【入学準備金】)</b>	
52	入学準備金はどのような経費が対象となりますか。
53	補助対象期間に要した経費が対象となるとのことですが、補助対象期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日までである場合に、具体的にはどのような入学金が対象となりますか。
54	学費と入学金が介護福祉士養成施設において一体的に規定されている場合に、本補助を利用するために、A介護福祉士養成施設や補助対象事業者において、任意の積算方法で入学金の金額を学費から切り離して申請することはできますか。
55	令和元年度に介護福祉士養成施設に入学した留学生Aさんにかかる入学金相当額の10万円について、Aさんを雇用するX事業所が、Aさんに対して令和元年度に給付しました。 この場合に、給付した入学金相当額は、令和2年度に補助対象となりますか。
56	令和2年度に介護福祉士養成施設への入学年度である留学生Aさんは前年度の令和元年度に、介護福祉士養成施設に入学前に入学金を支払いました。当該入学金相当額について、Aさんを令和2年4月1日以降に雇用したX事業所がAさんに令和2年度に給付しました。 この場合に、X事業所が支払った経費は、令和2年度に補助対象となりますか。
57	令和2年度日本語学校に在学する留学生Aさんは、日本語学校を卒業後、令和3年4月1日より介護福祉士養成施設に入学予定です。 Aさんを雇用するX事業所は、Aさんが令和3年度に介護福祉士養成施設に入学するため、令和3年3月に支払った入学準備金を、令和3年3月にAさんに給付しました。 この場合、X事業所がAさんに給付した入学準備金は、本事業の対象となりますか。
<b>(補助対象経費について【就職準備金】)</b>	
58	就職準備金はどのような経費が対象となりますか。
59	補助対象期間に要した経費が対象となるとのことですが、補助対象期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日までである場合に、具体的にはどのような就職準備金が対象となりますか。
60	介護業界ではない民間企業への就職に向けた就職セミナーに参加しました。 この場合に、当該セミナーに参加した際の交通費は就職準備金として補助対象になりますか。 また、介護業界を含む多業種による合同就職活動のために要した経費は補助対象になりますか。
61	介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した経費を補助対象として申請する場合、どのような根拠資料の提出が必要ですか。
62	就職活動に要した交通費の算定に決まりはありますか。
<b>(補助対象経費について【国家試験受験対策費用】)</b>	
63	国家試験受験対策費用はどのような経費が対象となりますか。
64	補助対象期間に要した経費が対象となるとのことですが、補助対象期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日までである場合に、具体的にはどのような国家試験受験対策費用が対象となりますか。
65	介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用を補助対象として申請する場合、どのような根拠資料の提出が必要ですか。
66	介護福祉士国家試験受験費用を補助対象として申請する場合、どのような根拠資料の提出が必要ですか。
67	対象者が介護福祉士国家試験を受験しましたが、不合格でした。このような場合、国家試験受験に係る費用は補助対象外となりますか。
<b>(補助対象経費について【居住費】)</b>	
68	居住費はどのような経費が対象となりますか。
69	家賃を補助対象として申請する場合、どのような根拠資料の提出が必要ですか。
70	一室につき留学生が複数人で居住しています。この場合、各留学生について居住費を申請することができますか。
71	法人が借り上げた住宅に留学生を住ませ、家賃の一部を留学生から使用料として徴収しています。徴収している家賃について、法人が留学生と贈与契約に基づき給付した場合、対象経費として認められますか。
<b>(対象者に対する補助対象経費の支払について)</b>	
72	領収書等の宛名がない場合は、どうなりますか。
73	対象者に対して、補助対象経費をどのように支払えばいいですか。
74	贈与契約を締結する上で注意すべきことはありますか。
75	対象経費を給付ではなく、貸与として支給することは認められますか。
<b>(対象者の途中退学・途中退職について)</b>	
76	交付申請提出後に、雇用していた留学生が退学又は退職してしまった場合、補助の対象となりますか。



No.	Q	A
(補助金の交付について)		
1	そもそも補助事業とはどういうものですか。	東京都の行う補助事業とは、補助対象者が行う事務又は事業に対して、都がこれを助成（あるいは奨励）するために、財政的な援助として補助金を交付する事業のことです。
2	補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けると聞いたのですが、本当ですか。	その通りです。ただし、監査対象は年度により異なりますので「必ず」ではありません。 ※ 東京都監査事務局が実施する監査は、都が補助金等を交付している団体に対し、都の補助金が正しく使われているかどうかをチェックするために行われます。このため、監査の対象となった場合には、対応にご協力いただくことは当然ですが、補助金を申請する時点から、将来の監査に備えた書類の整理・管理をお願いします。
3	補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。	事業者は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類※を整理し、これらの帳簿・書類を、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。 ※領収書等
4	補助金の申請は、必ず介護保険事業所を運営する事業者が行うのでしょうか。	介護保険事業所を運営する事業者（法人）名で手続きを行います。 各申請書等に使用する印鑑は、全て法人の実印を使用します。 また、交付申請の際に印鑑証明書の提出が必要です。 なお、法人の実印を他の印に代えることはできません。印影の刷り込み印刷も認められません。
5	補助金の交付を受けるために、具体的にどのような手続きが必要ですか。	事前に交付申請書を提出いただき、東京都が申請書類の審査を行ったうえで、補助金交付の可否を通知（交付決定通知）します。その後、補助条件の充足や学費等経費の支給を、年度末から翌年度当初の実績報告により確認した後、交付します。（今年度は、令和3年5月下旬～6月上旬頃の交付を予定しています。） 各資料の提出期限は厳守してください。 なお、申請書類に不備等があると、補助対象経費として算定されず、補助金が交付されない場合や補助金の交付額が減額される場合がございます。また、書類審査中、申請事業者に対して、追加の提出書類の依頼や書類内容の確認依頼等をさせていただく場合がございます。
6	補助金を返還する場合とはどのようなものですか。	事情変更による決定の取消し等があった場合、すでに補助金が交付されているときは、交付した補助金を返還していただきます。補助金の返還と合わせて、違約加算金や延滞金を納付していただくこともあります。 （令和2年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」）別記補助条件12、13、14）
7	すでに交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合や、補助事業を中止または廃止する場合は承認が必要ですか。	あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。（交付要綱別記補助条件1） 万が一該当する場合には、事前に東京都福祉保健財団までお問合せください。
8	本補助金の重複する経費について、補助対象事業者が他の支援制度を利用し補助を受けている場合、本補助金を申請することはできますか。 【関連：QA38】	不可です。 補助対象事業者がこの補助金の交付と対象経費を重複して、他の助成金等の交付を受けることはできません。 （交付要綱別記補助条件3）
9	本補助金を活用していることをHPで公開したり、他の媒体でアピールすることは可能ですか。	本補助金の活用ではなく、事業所が外国人留学生支援制度を有していることのPRは可能です。

No.	Q	A
	(補助対象事業所について)	
10	どのような事業所が対象ですか。	<p>交付要綱別表1に定める介護サービス(コードA~P)を提供する、以下(1)から(5)までの5つの要件を全て満たす都内の事業所が対象となります。</p> <p>(交付要綱別紙1)</p> <p>(1) 対象者を、事業の実施期間中である令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、1月以上雇用する事業所とする。</p> <p>なお、雇用期間の算定に当たっては、雇用開始が月の途中であった場合、雇用開始日の属する月の翌月から起算するものとする。</p> <p>また、雇用終了が月の途中であった場合、雇用終了日の属する月の前月までを算定するものとする。</p> <p>(2) 令和2年4月1日現在、介護職員処遇改善加算Iを取得していること。</p> <p>(3) 対象者を指導する担当職員を配置すること。</p> <p>(4) 事業のいずれかの職員が東京都の実施する外国人介護従事者指導担当職員向け研修を受講及び修了していること。</p> <p>(5) 対象者と贈与契約を締結し、当該贈与契約に基づき、学費等を給付すること。</p> <p>なお、当該贈与契約は、労働関係法令を遵守の上、労働問題が発生しないよう、慎重に作成すること。</p> <p>※介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスは除きます。</p> <p>※国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は対象外です。</p> <p>※児童福祉法関係、障害者総合支援法関係、生活保護法関係の事業所は対象外です。</p>
11	<p>対象事業所要件として、対象者の雇用月数に係る以下の要件がありますが、対象者の雇用月数の考え方について、具体的に教えてください。</p> <p>---</p> <p>(1) 対象者を、事業の実施期間中である令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、1月以上雇用する事業所とする。</p> <p>なお、雇用月数の算定に当たっては、雇用開始が月の途中であった場合、雇用開始日の属する月の翌月から起算するものとする。</p> <p>また、雇用終了が月の途中であった場合、雇用終了日の属する月の前月までを算定するものとする。</p>	<p>雇用の開始は、雇用契約締結日又は雇用契約上定める雇用開始日とします。</p> <p>雇用開始が月の途中であった場合、雇用月数は、雇用開始日の属する月の翌月から起算します。例えば、5月15日雇用開始の場合、雇用期間は6月1日から起算します。</p> <p>また、雇用の終了は、原則として雇用契約上定める雇用終了日とします。</p> <p>雇用終了が月の途中であった場合、雇用月数は、雇用終了日の属する月の前月までを算定します。例えば、12月15日雇用終了の場合、雇用月数は11月30日までを算定します。</p> <p>よって、5月15日雇用開始、12月15日雇用終了の場合、雇用月数は6となります。</p> <p>年度内に1月以上雇用していれば、必ずしも年度末まで継続して雇用している必要はありません。</p>
12	対象者を5月15日から6月15日まで雇用しました。この場合、本事業の利用は可能ですか。	<p>不可です。</p> <p>この場合、5月15日が雇用開始日なので雇用期間は6月1日から起算しますが、6月15日が雇用終了日なので、雇用期間は5月30日までを算定することになり、対象事業所要件のうち、対象者を「1月以上雇用する事業所」という要件を満たしません。</p>
13	<p>対象者を助成年度の3月1か月間のみ雇用予定です。</p> <p>交付申請時点では、対象者と雇用契約を締結していません。この場合、本事業を申請することはできますか。</p>	<p>申請できます。</p> <p>対象者を1月以上雇用していれば、必ずしも対象者を交付申請時点で雇用している必要はありません</p> <p>なお、交付申請時点で雇用契約を締結していない場合は、雇用契約書の代わりに、「雇用予定確認書(参考様式①)」を提出してください。本参考様式には、雇用予定の留学生の氏名、雇用予定期間、勤務先事業所名、勤務先所在地(就業の場所)を記載していただきます。</p>
14	助成年度の5月1日に処遇改善加算Iを取得しました。本事業の利用は可能ですか。	<p>不可です。</p> <p>助成年度の4月1日時点までに、取得している必要があります。</p>
15	外国人職員を指導する担当職員について、専任として新規に雇用せず、既存の職員が兼務しても構いませんか。	<p>構いません。</p>

No.	Q	A
16	外国人職員を指導する担当職員について、対象者1名に対して、複数の指導担当職員を配置しても構いませんか。	構いません。 なお、交付申請時点及び実績報告時点では、複数の指導担当職員のうち、代表者1名について、氏名及び事業所での勤務状況（対象者の雇用期間と時期を重複して事業所で勤務していること等）の確認をいたします。
17	対象事業所要件として、都の実施する研修の受講及び修了に係る以下の要件がありますが、受講させる職員について条件はありますか。また、研修の受講及び修了を証するために、どのような書類を提出する必要がありますか。 --- (4) 東京都の実施する外国人介護従事者の指導担当職員に対する研修を受講及び修了させること。	事業所の職員のうち、原則として1名に当該研修を受講及び修了させてください。 実際に対象者の指導に当たる担当職員に受講させることを推奨します。 研修の受講及び修了は、実績報告時点で、当該研修の受講修了証書の写しの提出をもって、確認します。 その他、本事業の趣旨を踏まえ、対象者の指導・育成環境の整備に努めてください。 なお、令和2年度における本研修の日程・詳細につきましては、決まり次第、東京都福祉保健財団ホームページ等にて、お知らせいたします。 ※令和元年度に当該研修を受講・修了した職員が在籍している場合は、改めて受講・修了する必要はありません。
18	令和元年度に東京都の実施した外国人介護事業者指導担当職員向け研修を受講及び修了させた職員が事業所に在籍しています。 この場合、令和2年度に改めて研修を受講する必要がありますか。	以下のとおりとします。 【ケース①】令和元年度A事業所に所属していた職員aが研修を受講。令和2年度aは引き続きA事業所に勤務 ⇒A事業所：令和2年度研修受講は不要  【ケース②】令和元年度B事業所に所属していた職員bが研修を受講。令和2年度bは同一法人内別事業所のC事業所に異動 ⇒B事業所・C事業所どちらも：令和2年度研修受講は不要  【ケース③】令和元年度D事業所に所属していた職員cが研修を受講。令和2年度cは別法人のE事業所に異動 ⇒D事業所：令和2年度研修受講は不要 E事業所は、令和2年度研修受講は必要  ※上記において、「令和2年度研修受講は不要」とする場合は、令和2年度の実績報告時点で、令和元年度研修の受講修了証書と、令和元年度に研修を受講した職員が研修日時点で研修修了証書に記載されている事業所に勤務していたことを確認できる勤務証明書（任意様式）を提出してください。
19	令和元年度に東京都の実施した外国人介護事業者指導担当職員向け研修を事業所の職員が受講しましたが、途中帰宅し最後まで受講しなかったため、研修修了証書が発行されませんでした。 当該職員が令和2年度も引き続き事業所に勤務している場合、令和2年度に研修を改めて受講する必要がありますか。	令和元年度に、当該研修を受講したけれども修了はしていない場合は、令和2年度に、事業所内の職員に改めて研修を受講及び修了させてください。
20	都の実施する外国人介護職員指導担当者研修以外の研修（例：介護の技能実習指導員講習会）を既に受講済み／受講予定です。これらの場合でも、都の研修を受講しないといけませんか。	都の実施する外国人介護職員指導担当職員向け研修の受講は、必須です。

No.	Q	A
(補助対象者(本補助の対象となる留学生)について)		
21	どのような者が対象となりますか。	<p>以下(1)及び(2)から(5)までのいずれか一つの要件を満たす者としします。 (交付要綱別紙2)</p> <p>(1)「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める在留資格「留学」により、日本国内に滞在している外国人学生であること。 (2)令和3年度に日本語学校を卒業予定で、以下①から③の要件を全て満たす日本語学校在学学生 ①令和3年3月31日まで在学すること ②日本語学校を卒業する意思を有すること ③日本語学校卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思を有すること (3)令和2年度に日本語学校を卒業後、令和3年度に介護福祉士養成施設に進学する日本語学校在学学生 (4)令和3年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定で、以下①から③の要件を全て満たす介護福祉士養成施設在学学生 ①令和2年度に学年を修了すること ②令和2年度に学年を修了後、進級する意思を有すること ③介護福祉士国家試験を受験する意思を有すること (5)令和2年度に介護福祉士国家試験を受験し、介護福祉士養成施設を卒業する介護福祉士養成施設在学学生</p>
22	対象者要件を満たすことを確認できる書類として、どのような書類を提出する必要がありますか。	<p>実績報告時点で、対象者別に以下の書類の提出が必要になります。</p> <p>【令和3年度に日本語学校を卒業予定の対象者の場合】 対象者が、令和3年3月31日まで日本語学校に在学していることが確認できる書類(在学証明書等) ※上記書類の提出の他、対象者に「令和3年度に日本語学校を卒業する意思を有すること」及び「日本語学校を卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思を有すること」を確認してください。</p> <p>【令和2年度に日本語学校を卒業する対象者の場合】 対象者が令和2年度に日本語学校を卒業することが確認できる書類(卒業証明書等) 対象者が令和3年度に介護福祉士養成施設に入学することが分かる書類(入学許可証等)</p> <p>【令和3年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定の対象者の場合】 対象者が、令和3年3月31日まで介護福祉士養成施設に在学していることが確認できる書類(在学証明書等) ※上記書類の提出の他、対象者に「令和2年度に学年を修了後、進級する意思を有すること」及び「介護福祉士国家試験を受験する意思を有すること」を確認してください。</p> <p>【令和2年度に介護福祉士養成施設を卒業する対象者の場合】 対象者が令和2年度に介護福祉士養成施設を卒業することが確認できる書類(卒業証明書等) 対象者の令和2年度介護福祉士国家試験の受験票(写)</p>

No.	Q	A
23	対象者には、事業所での雇用期間中、どのような業務に従事させる必要がありますか。	<p>原則として介護業務に従事させてください。</p> <p>介護業務とは、「入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務」を言います。掃除、見守り、記録等の周辺業務のみに従事させることは、認められません。</p> <p>(従事させる業務例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衣服着脱の介助、</li> <li>・車いす等の移動の介助、</li> <li>・食事の介助、</li> <li>・身体清拭、</li> <li>・おむつ交換 等</li> </ul>
24	日本語学校はどのような学校になりますか。	<p>本事業において、日本語学校とは、原則として、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1の1に掲げられた日本国内に所在する日本語教育機関をいうものとします。</p> <p>※上記以外に判断に迷われるケースがある場合には、事前に東京都福祉保健財団までお問合せください。</p>
25	介護福祉士養成施設はどのような施設になりますか。	<p>本事業において、介護福祉士養成施設とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成施設をいうものとします。</p> <p>ただし、正規の修学期間が2～4年間でないものは除きます。</p>
26	X事業所は、留学生Aさんに対象経費を支給し、本事業を申請しました。X事業所の補助申請年度において、Aさんは、Y事業所でも勤務していました。この場合、X事業所は、本事業を申請できますか。	<p>Y事業所が、X事業所の申請する経費と重複する対象経費についてAさんに支給し本補助金を申請する場合、当該経費については、X事業所又はY事業所のいずれか1事業所のみが申請することができます。交付申請時点及び実績報告時点で、対象者が令和2年度内に他の事業所にて勤務しているかどうかを確認します。他の事業所で勤務しており、かつ申請経費の重複が認められる場合、東京都福祉保健財団より重複する経費分の取下げ等をお願いさせていただく場合があります。</p>
27	派遣職員は、本事業の対象となりますか。	<p>対象外です。</p> <p>事業者が、アルバイトとして直接雇用している職員が対象となるため、派遣職員は対象外となります。</p>

No.	Q	A
(補助対象経費について【共通】)		
28	補助対象経費の内容について教えてください。	<p>対象者一人当たりの対象経費は、事業の実施期間中である令和2年4月1日から令和3年3月31日までに補助対象事業者から対象者に支給した経費のうち、対象者が補助対象期間に要した下記(1)から(5)までに掲げる経費とします。</p> <p>ただし、補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和2年度の経費に限ります。 (交付要綱 別表2の第1欄)</p> <p>(1) 学費 (2) 入学準備金 (3) 就職準備金 (4) 国家試験受験対策費用 (5) 居住費</p> <p>注1 (1)及び(5)については、対象者一人当たりの対象経費の全額に、雇用月数(※)を乗じた額を12月で除した金額を対象とする。(1円未満の端数は切り捨てる。) ※雇用月数は、雇用開始が月の途中であった場合、雇用開始日の属する月の翌月から起算するものとする。</p> <p>また、雇用終了が月の途中であった場合、雇用終了日の属する月の前月までを算定するものとする。</p> <p>なお、雇用月数が1月未満となる場合は、補助対象外とする。</p> <p>注2 (2)については、介護福祉士養成施設の入学年度の給付のみを対象とする。 注3 (3)及び(4)については、介護福祉士養成施設の卒業年度の給付のみを対象とする。</p>
29	補助対象経費について、「対象者が補助対象期間に要した」経費である必要がありますが、補助対象期間の考え方を教えてください。 【関連：Q A35、36】	<p>(交付要綱第7)</p> <p>【日本語学校の場合】 日本語学校卒業日前の引き続く1年以内</p> <p>【介護福祉士養成施設の場合】 介護福祉士養成施設における正規の修学期間(2～4年間)</p>
30	対象者が令和2年度日本語学校の在学学生である場合に、以下の経費の中で申請可能な経費を教えてください。 --- (1) 学費 (2) 入学準備金 (3) 就職準備金 (4) 国家試験受験対策費用 (5) 居住費	<p>対象者が令和2年度日本語学校の在学学生である場合、 (1) 学費 (5) 居住費 を令和2年度申請できます。</p> <p>したがって、(2) 入学準備金、(3) 就職準備金、(4) 国家試験受験対策費用は、令和2年度は申請できません。これらの経費は、対象者が令和3年度以降に介護福祉士養成施設に進学した場合に、申請してください。</p>
31	対象者が令和2年度介護福祉士養成施設の在学学生である場合に、以下の経費の中で申請可能な経費を教えてください。 --- (1) 学費 (2) 入学準備金 (3) 就職準備金 (4) 国家試験受験対策費用 (5) 居住費	<p>対象者が令和2年度介護福祉士養成施設の在学学生で、令和2年度が入学年度の場合、 (1) 学費 (2) 入学準備金 (5) 居住費 を令和2年度申請できます。</p> <p>対象者が令和2年度介護福祉士養成施設の在学学生で、令和2年度が卒業年度の場合、 (1) 学費 (3) 就職準備金 (4) 国家試験受験対策費用 (5) 居住費 を令和2年度申請できます。</p> <p>対象者が令和2年度介護福祉士養成施設の在学学生で、令和2年度が入学年度でも卒業年度でもない場合、 (1) 学費 (5) 居住費 を令和2年度申請できます。</p>



No.	Q	A
32	<p>補助金を申請する場合、対象者の在学状況別に申請可能な全ての補助対象経費について、申請をする必要はありますか。</p>	<p>全ての経費を申請する必要はありません。 (例.対象経費のうち、学費と居住費が申請できる場合に、学費相当の経費のみを申請することも可能)</p>
33	<p>それぞれの補助対象経費は明確に分かれている必要がありますか。</p>	<p>申請の際、それぞれの費用がどの補助対象経費に該当するか明確に分けていただく必要があります。実績報告の際にはそれぞれの補助対象経費について領収書等を提出していただきます。</p>
34	<p>X事業所は雇用する留学生Aさんに対して、令和2年度の学費相当額を令和元年度内に支給しました。 この場合、支給した学費相当額は、補助対象となりますか。</p>	<p>事業の実施期間中である令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間外に、補助対象事業者から対象者に支給した経費は補助の対象となりません。 したがって、左記設問の場合は、令和元年度にX事業所から支払ったものであるため、全額が令和2年度の補助対象外となります。</p>
35	<p>留学生の在学する日本語学校の正規の修学期間が、令和2年4月1日から令和3年9月30日までの1年6か月である場合に、補助対象経費を教えてください。 【関連：Q A29】</p>	<p>日本語学校の場合、補助対象期間は卒業日前の引き続く1年以内であるため、左記設問の場合には令和2年10月1日から令和3年9月30日までとなります。 補助対象経費は、上記補助対象期間に要した経費のうち令和2年度の経費です。 そのため、左記設問の場合、 ①令和2年10月1日から令和3年3月31日までに要した、令和2年度の日本語学校の学費 ②令和2年10月1日から令和3年3月31日までに要した、令和2年度の居住費 が補助対象経費となります。 令和2年4月1日から令和2年9月30日までに要した学費及び居住費は対象外ですので、ご注意ください。</p>
36	<p>留学生の在学する介護福祉士養成施設の正規の修学期間が2年間である場合に、補助対象経費を教えてください。 【関連：Q A29】</p>	<p>介護福祉士養成施設の場合、補助対象期間は正規の修学期間（2～4年間）であるため、左記設問の場合には当該留学生の在学する介護福祉士養成施設の正規の修学期間である2年間となります。 補助対象経費は、上記補助対象期間に要した経費のうち令和2年度分の経費です。 そのため、左記設問の場合、 ①令和2年度分の学費 ②令和2年度分の居住費 が対象となります。  令和2年度が入学年度の場合、上記①②に加えて、 ・令和2年度に介護福祉士養成施設に入学するための入学準備金 が対象となります。  令和2年度が卒業年度の場合、上記①②に加えて、 ・令和2年度に介護福祉士養成施設を卒業し令和3年度に就職するための就職準備金 ・令和2年度の介護福祉士国家試験を受験するために必要な受験対策費用 が対象となります。</p>



No.	Q	A
37	留学生を複数名アルバイトとして雇用しています。本事業の事業者又は事業所ごとの補助対象上限人数はありますか。	上限人数はありません。
38	対象者が他の奨学金等の制度を活用している場合、当該対象者について本補助金を申請することはできますか。 【関連QA8】	対象者が本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等を受けている場合、本補助金を申請することはできません。
39	対象者が母国の親から仕送りを受けている場合は、当該対象者について本補助金を申請することはできますか。	母国の親からの仕送りは、「他の補助金等」に含まれないため、申請することは可能です。
40	対象者が令和元年度に、日本語学校修学分の学費に他制度を活用していました。当該対象者について、令和2年度に、介護福祉士養成施設分の学費に本補助金を申請することはできますか。	対象経費を重複していないため、申請することは可能です。
41	助成年度に、介護福祉士修学資金貸付事業で生活費加算を受けていない対象者について、本補助金で居住費の交付を申請することは可能ですか。	対象経費を重複していないため、申請することは可能です。
42	東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業を利用しています。本補助金で居住費の交付を申請することは可能ですか。	対象経費を重複していないため、申請することは可能です。ただし、補助対象事業者が対象者（留学生）に対し居住費を給付し、かつ対象者から宿舎の使用料を徴収している必要があります。 ※対象経費の重複有無については、必ず申請前にご確認ください。
43	助成年度の対象者の介護福祉士養成施設の学費は120万円です。当該対象者について120万円のうち、60万円は本補助金を申請し、残りの60万円については他の補助金等を活用することは可能ですか。	対象経費を明確に切り分けられないため、不可です。
44	令和2年度に、対象者の入学準備金20万円を申請しました。当該対象者は、令和2年度に他法人の別事業所でも勤務しており、他法人でも当該対象者の入学準備金20万円を申請していました。この場合、本事業の対象となりますか。	対象経費を重複しているため、いずれか一方の事業所は申請できません。 東京都福祉保健財団より、他事業所と申請が重複する対象経費について、申請の取下げをお願いする場合があります。

No.	Q	A
(補助対象経費について【学費】)		
45	学費は、どのような経費が対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設の学則で定める学費（学生納付金） ※授業料、施設使用料、実験実習費 等 ※ただし、学費（学生納付金）のうち入学金については、本補助対象経費の「学費」ではなく、「入学準備金」として申請すること。 ※学則に定めのないものについては、対象外とする。</li> <li>●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定の教科書代 ※学費（学生納付金）とは別途徴収される場合の費用</li> <li>●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定のユニホーム代 ※学費（学生納付金）とは別途徴収される場合の費用</li> </ul>
46	補助対象期間に要した経費が対象となるのですが、補助対象期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日までである場合に、具体的にはどのような学費が対象となりますか。	令和2年度分の学費が対象となります。
47	A介護福祉士養成施設の正規の修学期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間で、学費は、「2年間で120万円」と設定されています。 この場合に、120万円全額が令和2年度の補助対象経費となりますか。	120万円のうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に要した経費が対象となります。 なお、 <b>介護福祉士養成施設において定める学費の金額が、複数年度の合算額となっている場合には、当該合算額を正規の就学年数で除した金額が令和2年度の補助対象経費としてください。</b> 左記設問の場合は、 $120万円 \div 2年 = 60万円$ が令和2年度の補助対象経費となります。
48	A介護福祉士養成施設の正規の修学期間は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間で、学費は、「2年間で120万円」と設定されています。 A介護福祉士養成施設に通う留学生Bさんは、令和元年度に入学し、2年間の学費を令和元年度に一括で納入しました。 さらに、Bさんを雇用するX事業所は、学費相当額の120万円全額を令和元年度にBさんに給付しました。 この場合に、X事業所がBさんに対して既に支払った120万円について、令和2年度の補助対象となりますか。	事業の実施期間である令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間外に、補助対象事業者から対象者に支給した経費は補助の対象となりません。 したがって、左記設問の場合は、120万円全額が令和元年度にX事業所から支払ったものであるため、全額が令和2年度の補助対象外となります。
49	A介護福祉士養成施設の正規の修学期間は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間で、学費は、「2年間で120万円」と設定されています。 A介護福祉士養成施設に通う留学生Bさんは、令和元年度に入学し、2年間の学費を令和元年度に一括で納入しました。 さらに、Bさんを雇用するX事業所は、学費相当額の120万円全額を令和2年度にBさんに給付しました。 この場合に、X事業所がBさんに対して既に支払った120万円について、令和2年度の補助対象となりますか。	事業の実施期間である令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に、補助対象事業者から対象者に支給しているため、補助対象となります。 この場合、Bさん本人が上記期間中に支払っていないとしても、補助対象となります。 さらに、120万円のうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に要した経費が対象となります。 介護福祉士養成施設において定める学費の金額が、複数年度の合算額となっている場合には、当該合算額を正規の修学年数で除した金額が令和2年度の補助対象経費とするため、 $120万円 \div 2年 = 60万円$ が令和2年度の補助対象経費となります。

No.	Q	A
50	<p>A日本語学校の正規の修学期間は、令和元年1月1日から令和2年10月31日までの1年間で、学費は、60万円（月額5万円）です。</p> <p>A日本語学校に通う留学生Bさんは、1年間分の学費60万円を、令和2年4月1日に一括で納入しました。</p> <p>Bさんを雇用するX事業所は、当該学費相当額60万円を、令和2年12月1日にBさんに支給しました。</p> <p>なお、Bさんは、X事業所に令和元年11月1日より引き続き勤務しています。</p> <p>この場合に、X事業所がBさんに支給した学費相当額は、本補助金の対象となりますか。</p>	<p>補助対象期間である令和元年11月1日から令和2年10月31日までに要した経費のうち、令和2年度の経費が補助対象となるため、令和2年4月1日から令和2年10月31日までの7か月間分の学費35万円が令和2年度の対象となります。</p> <p>なお、令和元年度に要した経費（令和元年11月1日から令和2年3月31日までの5か月間の学費）は、対象外です。</p>
51	<p>A日本語学校の正規の修学期間は、令和2年4月1日から令和3年6月30日までの1年3か月間で、学費は、75万円（月額5万円）です。</p> <p>A日本語学校に通うBさんは、1年間3か月分の学費75万円を、令和2年4月1日に一括で納入しました。</p> <p>Bさんを雇用するX事業所は当該学費相当額75万円を、令和2年12月1日に留学生に支給しました。</p> <p>なお、Bさんは、X事業所に令和2年4月1日より引き続き勤務しています。</p> <p>この場合に、X事業所がBさんに支給した学費相当額は、本補助金の対象となりますか。</p>	<p>補助対象期間である令和2年7月1日から令和3年6月30日（日本語学校卒業日前の引き続く1年以内）に要した経費のうち、令和2年度分の経費が補助対象となるため、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9か月間分の学費45万円が令和2年度の対象経費となります。</p> <p>なお、補助対象期間外である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの3か月分の学費15万円は、対象外ですので、ご注意ください。</p>

No.	Q	A
(補助対象経費について【入学準備金】)		
52	入学準備金はどのような経費が対象となりますか。	<p>以下の経費が対象となります。 対象者の在籍する介護福祉士養成施設の入学金</p> <p>※対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費（学生納付金）のうちの入学金をいう。 ※対象者が介護福祉士養成施設の入学年度の場合のみ、申請できます。 ※対象者一人につき本事業において入学金を申請できるのは1回限りです。</p>
53	補助対象期間に要した経費が対象となることですが、補助対象期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日までである場合に、具体的にはどのような入学金が対象となりますか。	令和2年度に介護福祉士養成施設に入学するための入学準備金（介護福祉士養成施設入学年度分の経費のみ）が対象となります。
54	学費と入学金が介護福祉士養成施設において一体的に規定されている場合に、本補助を利用するために、A介護福祉士養成施設や補助対象事業者において、任意の積算方法で入学金の金額を学費から切り離して申請することはできますか。	<p><b>学費と入学金が一体的に規定されている場合、すなわち、学費（学生納付金）の中で入学金が明確でない場合には、「入学金」を申請することはできません。</b></p> <p>介護福祉士養成施設において一体的に規定されている金額を、「学費」として申請してください。</p>
55	令和元年度に介護福祉士養成施設に入学した留学生Aさんにかかる入学金相当額の10万円について、Aさんを雇用するX事業所が、Aさんに対して令和元年度に給付しました。この場合に、給付した入学金相当額は、令和2年度に補助対象となりますか。	<p>補助事業の実施期間である令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間外に補助対象事業者から対象者に支給した経費は補助の対象となりません。</p> <p>したがって、左記設問の場合は、10万円全額が令和元年度にX事業所から支払ったものであるため、全額が令和2年度の補助対象外となります。</p>
56	令和2年度が介護福祉士養成施設への入学年度である留学生Aさんは前年度の令和元年度に、介護福祉士養成施設に入学前に入学金を支払いました。当該入学金相当額について、Aさんを令和2年4月1日以降に雇用したX事業所がAさんに令和2年度に給付しました。この場合に、X事業所が支払った経費は、令和2年度に補助対象となりますか。	<p>補助対象となります。</p> <p>理由は、令和2年度分の入学金であって、事業の実施期間である令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に補助対象事業者が支払った経費であるためです。</p>
57	令和2年度日本語学校に在学する留学生Aさんは、日本語学校を卒業後、令和3年4月1日より介護福祉士養成施設に入学予定です。Aさんを雇用するX事業所は、Aさんが令和3年度に介護福祉士養成施設に入学するため、令和3年3月に支払った入学準備金を、令和3年3月にAさんに給付しました。この場合、X事業所がAさんに給付した入学準備金は、本事業の対象となりますか。	入学準備金は、介護福祉士養成施設の入学年度の給付のみが対象となるため、日本語学校在学生に給付した場合、補助対象外となります。

No.	Q	A
(補助対象経費について【就職準備金】)		
58	就職準備金はどのような経費が対象となりますか。	<p>以下の経費が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した交通費 ※アルバイト先への通勤・介護福祉士養成施設への通学のために要した交通費は除く。</li> <li>●介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した参加費用</li> </ul> <p>※対象者が介護福祉士養成施設の卒業年度の場合のみ、申請できます。 ※対象者一人につき本事業において就職準備金を申請できるのは1回限りです。</p>
59	補助対象期間に要した経費が対象となるのですが、補助対象期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日までである場合に、具体的にはどのような就職準備金が対象となりますか。	<p>令和2年度に介護福祉士養成施設を卒業し令和3年度に就職するために必要な就職準備金（介護福祉士養成施設卒業年度分の経費のみ）が補助対象となります。</p>
60	介護業界ではない民間企業への就職に向けた就職セミナーに参加しました。この場合に、当該セミナーに参加した際の交通費は就職準備金として補助対象になりますか。また、介護業界を含む多業種による合同就職活動のために要した経費は補助対象になりますか。	<p>介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した経費が対象となるため、これら以外の民間企業等への就職活動のために要した経費は、補助対象外となります。</p> <p>また、多業種による合同就職活動のために要した経費の場合、多業種の中に介護業界を含む福祉業界が含まれていたとしても、補助対象外となります。（介護業界を含む福祉業界への就職活動に限定するため。）</p>
61	介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した経費を補助対象として申請する場合、どのような根拠資料の提出が必要ですか。	<p>就職活動の実施場所・実施内容・日時や、参加費用がかかった場合には、その金額の分かる根拠資料を提出してください。</p> <p>（例）参加した就職セミナーのパンフレット 等</p>
62	就職活動に要した交通費の算定に決まりはありますか。	<p>ICカードで支払った場合の金額が補助対象となります。</p> <p>ただし、使用する公共交通機関が電子マネーでの支払を認めていない場合及び電子マネーでの支払いが最安とはならない場合を除きます。本ただし書きが適用される場合、提出書類について東京都福祉保健財団に事前に確認してください。</p> <p>また、就職活動に要した交通費の一部に通勤手当の対象となる通勤経路区間が含まれる場合には、必ず当該通勤経路区間の交通費は除いてください。</p>

No.	Q	A
<b>(補助対象経費について【国家試験受験対策費用】)</b>		
63	国家試験受験対策費用はどのような経費が対象となりますか。	<p>以下の経費が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用</li> <li>●介護福祉士国家試験受験費用</li> </ul> <p>※対象者が介護福祉士養成施設の卒業年度の場合のみ、申請できます。 ※対象者一人につき本事業において国家試験受験対策費用を申請できるのは1回限りです。</p>
64	補助対象期間に要した経費が対象となるのですが、補助対象期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日までである場合に、具体的にはどのような国家試験受験対策費用が対象となりますか。	令和2年度の介護福祉士国家試験を受験するために必要な受験対策費用が対象となります。
65	介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用を補助対象として申請する場合、どのような根拠資料の提出が必要ですか。	令和2年度の介護福祉士国家試験合格を目指すための模擬試験であることが確認できる試験案内等を提出してください。「介護福祉士国家試験合格」等と明記されている必要があります。 複数の模擬試験について記載がある場合には、本補助の対象者が受講した模擬試験にマーカーで印をつける等、お願いいたします。
66	介護福祉士国家試験受験費用を補助対象として申請する場合、どのような根拠資料の提出が必要ですか。	本補助の対象者の受験票の写しの提出をお願いいたします。
67	対象者が介護福祉士国家試験を受験しましたが、不合格でした。このような場合、国家試験受験に係る費用は補助対象外となりますか。	対象となります。 対象者が卒業年度の場合には、介護福祉士国家試験の受験が要件であるため、不合格となった場合に、補助対象外となるわけではありません。
<b>(補助対象経費について【居住費】)</b>		
68	居住費はどのような経費が対象となりますか。	<p>以下の経費が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家賃</li> </ul> <p>※家賃とは、賃料、共益費（管理費）です。敷金・礼金、更新料等は対象外です。</p>
69	家賃を補助対象として申請する場合、どのような根拠資料の提出が必要ですか。	対象者の居住地、居住期間、月額賃料等を確認できる賃貸借契約等の写しをご提出ください。 また、留学生が賃貸借契約等に基づき家賃を適正に支払っていることを各受入れ施設において確認してください。
70	一室につき留学生が複数人で居住しています。この場合、各留学生について居住費を申請することができますか。	各留学生の負担する家賃が確認できる連名での賃貸借契約等を提出してください。 また、居住費の対象者一人当たりの補助基準額は、一室につき留学生が複数人で居住する場合も、月額3万円となります。 (交付要綱別表2)
71	法人が借り上げた住宅に留学生を住ませ、家賃の一部を留学生から使用料として徴収しています。徴収している家賃について、法人が留学生と贈与契約に基づき給付した場合、対象経費として認められますか。	対象となります。

No.	Q	A
(対象者に対する補助対象経費の支払について)		
72	領収書等の宛名がない場合は、どうなりますか。	領収書等の宛名がない場合は、補助対象外となります。 領収書等の宛名は、二種類のものが必要です。 一つは、事業所名もしくは法人名のもの、もう一つは、対象者のものを提出してください。 ※複数事業所ある場合は、余白に対象事業所名を記載してください。
73	対象者に対して、補助対象経費をどのように支払えばいいですか。	<b>雇用契約とは別に贈与契約を締結し、給付により支払ってください。</b>
74	贈与契約を締結する上で注意すべきことはありますか。	以下の3点に注意してください。 (1) 贈与契約の締結及び勤務の継続について <b>対象者の自由意思を確保</b> してください。 (2) 贈与契約は <b>労働関係法令を遵守の上で慎重に作成</b> してください (3) <b>対象者との間に労働問題が発生しないように注意</b> してください  ※詳細については、別紙「介護施設等による留学生受入れ支援事業を申請いただく前にお読みください」チラシの内容をご確認ください。 ※ <b>労働問題に関するお問い合わせは、管轄の労働基準監督署等</b> にお願いいたします。 ※補助対象事業者は対象者に支払方法を確認した上で、個々の事情に合った方法で支払ってください。
75	対象経費を給付ではなく、貸与として支給することは認められますか。	<b>本事業では認められません。</b> 必ず <b>給付により対象経費を支給するよう</b> にしてください。 なお、返還の減免制度を有する貸与も、本事業の補助対象外です。
(対象者の途中退学・途中退職について)		
76	交付申請提出後に、雇用していた留学生が退学又は退職してしまった場合、補助の対象となりますか。	原則として対象外です。 申請の取下げをお願いします。なお、本補助金を理由に対象者の退職を妨げることは労働基準法違反になる可能性がありますので、ご注意ください。



本事業は事務の一部を公益財団法人  
東京都福祉保健財団へ委託しております。

補助金申請書類の提出先  
補助金の申請等に関するお問い合わせ

〒163-0719 新宿区西新宿2-7-1  
小田急第一生命ビル 19階  
公益財団法人 東京都福祉保健財団  
人材養成部 介護人材養成室  
外国人介護人材担当

TEL03(3344)8627 (月)~(金) 8:45~17:30

FAX03(3344)8592

URL: <http://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/index.html>

※本補助金の交付申請書の受付は、12月上旬より、財団のホームページ等でご案内します。

なお、予定は変更になる可能性がありますので、予めご承知おきください。

※申請の際は、財団のホームページに掲載される様式をご使用ください。